

事 務 連 絡
平成 1 8 年 3 月 2 4 日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局老人保健課

介護報酬算定に係る主な告示の内容について

標記につきましては、別添の内容で確定いたしました（既に官報に入稿されており、送付した内容からの変更はありません。）ので、送付するとともに、これらの告示の公布日についても併せて御連絡いたします。

なお、加算等の届出につきましては、4月算定分については今月25日までの届出としたところですが、併せて、今月22日（水）に介護制度改革インフォメーションvol.78「平成18年4月改定関係Q&A（vol.1）について」問87（別添参照）の中でお示ししたとおり、「4月1日から加算の対象となるサービス提供が適切になされているにもかかわらず、届出が間に合わないといった場合については、4月中に届出が受理された場合に限り、受理された時点で、ケアプランを見直し、見直し後のプランに対して、利用者の同意が得られれば、4月1日に遡って、加算を算定できる取扱い」としたところであるので御留意方お願いいたします。

また、上記取扱いについては、地域密着型サービス、施設サービスを含めた全てのサービスの届出についても同様とするので、併せて御留意いただくとともに、地域密着型サービスの届出に関して、管内市区町村に対してもその旨速やかに御連絡いただくようお願いいたします。

厚生労働省老健局老人保健課

企画法令係

TEL：03-5253-1111（2176、3960、3949）

【省令】

番号	告示名	法令番号	公布予定日
1	厚生労働大臣が定める一単位の単価	平成12年厚生省告示第22号	3月30日
2	厚生労働大臣が定める者等	平成12年厚生省告示第23号	3月28日
3	厚生労働大臣が定める基準	平成12年厚生省告示第25号	3月29日
4	厚生労働大臣が定める施設基準	平成12年厚生省告示第26号	3月29日
5	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法	平成12年厚生省告示第27号	3月29日
6	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準	平成12年厚生省告示第29号	3月29日
7	厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数	平成12年厚生省告示第30号	3月28日
8	厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等	平成12年厚生省告示第31号	3月31日
9	居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額	平成12年厚生省告示第33号	3月31日
10	厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域	平成12年厚生省告示第53号	3月31日
11	厚生労働大臣が定める外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係るサービスの種類	【新規】	3月28日

その他

【加算届出関係】

（問８７）訪問通所サービスにかかる加算等の届出については、毎月１５日までに行われれば翌月から算定とのルールを、今年の３月に限り２５日までとする特例が設けられたが、特例があってもなお、届出が間に合わないことが懸念されることから、さらなる特例措置等の配慮がなされるべきではないか。

（答）

- １ 今年の３月に限り、訪問通所サービスにかかる加算の届出が２５日までになされれば、翌月から算定することができるの特例をさらに延長することについては、
 - ① そもそも、加算等の届出を毎月１５日までとしている趣旨が、居宅介護支援事業所や利用者への周知期間のためであり、ある程度の周知期間が必要であること
 - ② 利用者の立場に立てば、当然に、あらかじめ、限度額や利用者負担額への影響も含めたサービス内容についての説明を受ける権利があり、利用者が納得の上でのサービスでなければならないこと等、適切なケアマネジメントという観点から、困難であると考えている。
- ２ ただし、加算にかかるサービスを適切に提供しているにもかかわらず、届出が間に合わず、加算を算定できないということも、適正な事業運営にとって支障を来し、ひいては、利用者に対するサービス提供にも支障を来すことが懸念される。
- ３ そこで、４月１日から加算の対象となるサービス提供が適切になされているにもかかわらず、届出が間に合わないといった場合については、４月中に届出が受理された場合に限り、受理された時点で、ケアプランを見直し、見直し後のプランに対して、利用者の同意が得られれば、４月１日にさかのぼって、加算を算定できることとする扱いとされたい。
- ４ なお、混乱を避けるため、その場合であっても、事業者は、利用者に対し、ケアプランが事後的に変更され、加算がさかのぼって算定される可能性があることを、あらかじめ説明しておくことが望ましい。

○厚生労働省告示第 号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十九号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十二年厚生省告示第二十二号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第一号を次のように改める。

一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）第二号、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）第二号、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省

告示第二十号）第二号、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）第二号、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）第二号、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）第二号及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十九号）第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス、同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行う事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行う介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	サービス種類	割合
特別区	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導	千分の千

介護予防福祉用具貸与	
訪問看護	千分の千四十八
訪問リハビリテーション	
通所リハビリテーション	
短期入所生活介護	
短期入所療養介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
介護福祉施設サービス	
介護保健施設サービス	
介護療養施設サービス	
介護予防訪問看護	
介護予防訪問リハビリテーション	
介護予防通所リハビリテーション	

介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護	
訪問介護 訪問入浴介護 通所介護 特定施設入居者生活介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活 介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防通所介護	千分の千七十二

	特 甲 地
介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防支援 居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護
	千分の千 千分の千四十

短期入所療養介護	
地域密着型介護老人福祉施設入	
所者生活介護	
介護福祉施設サービス	
介護保健施設サービス	
介護療養施設サービス	
介護予防訪問看護	
介護予防訪問リハビリテーション	
ン	
介護予防通所リハビリテーション	
ン	
介護予防短期入所生活介護	
介護予防短期入所療養介護	
訪問介護	千分の千六十
訪問入浴介護	
通所介護	

特定施設入居者生活介護	夜間対応型訪問介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	居宅介護支援	介護予防訪問介護	介護予防訪問入浴介護	介護予防通所介護	介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防認知症対応型通所介護	介護予防小規模多機能型居宅介護
-------------	-----------	------------	-------------	--------------	------------------	--------	----------	------------	----------	-----------------	----------------	-----------------

	介護予防認知症対応型共同生活 介護 介護予防支援	
甲地	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千
訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 地域密着型介護老人福祉施設入 所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス	千分の千二十四	

介護療養施設サービス 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護	
訪問介護 訪問入浴介護 通所介護 特定施設入居者生活介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護	千分の千三十六

	乙地
地域密着型特定施設入居者生活介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防通所介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防支援 居宅療養管理指導 福祉用具貸与	
	千分の千

介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	
訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	千分の千十二

ン 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護	
訪問介護 訪問入浴介護 通所介護 特定施設入居者生活介護 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護	千分の千十八

	その他
介護予防通所介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防支援	すべてのサービス
	千分の千

第二号の表 (市町村合併等による市町村名変更について最終確認中のため 略)

○厚生労働省告示第 号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等（平成十二年厚生省告示第二十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第三号中「、パーキンソン病（ヤールの臨床的症度分類のステージ三以上であって生活機能症度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）、シャイ・ドレーガー症候群、クロイツフェルト・ヤコブ病」を「、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）をいう。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群

をいう。）、プリオン病」に改める。

第十号から第十二号までを削る。

第九号中「第七号」を「第九号」に改め、同号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

第十号に規定する入浴介助

第八号を削り、第七号中「注2」を「注3」に改め、同号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注6の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助

第六号中「ハの注」を「ハの注のイ」に改め、同号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める者

難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍しゅようの者であつて、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの

第五号を第六号とし、第四号イ中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平

成六年厚生省告示第五十四号)」を「診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）」に改め、「及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年厚生省告示第七十二号）別表第一老人医科診療報酬点数表（以下「老人医科診療報酬点数表」という。）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のロの注1の厚生労働大臣が定める者

末期の悪性腫瘍しゅようの者

第十四号を次のように改める。

十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定める者

介護を行う者が疾病にかかっていることその他のやむを得ない理由により、介護を受けることができない者

第二十八号中「イ(8)の注、ロ(8)の注及びハ(8)の注」を「イ(9)の注、ロ(9)の注及びハ(9)の注」に改め、同号を第三十九号とし、同号の次に次の十五号を加える。

四十 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表のロの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する場合

イ 初回加算Ⅰを算定すべき場合

次のいずれかに該当している場合

- (1) 新規に居宅サービス計画（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十一項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）を作成する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合

- (2) 要介護状態区分が二区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合
ロ 初回加算Ⅱを算定すべき場合

病院若しくは診療所への入院期間又は介護保険施設その他の施設への入所期間が三十日を超える場合であつて、退院又は退所（指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスの力若しくは指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのフの在宅・入所相互利用加算又は指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注9に規定する所定単位数を算定する場合を除く。）に当たつて、新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し、指定居宅介護支援を行つており、かつ、当該病院若しくは診療所又は介護保険施設その他の施設から利用者に関する必要な情報の提供を求めることその他の連携を行った場合（同一の利用者について、六月以内に算定している場合を除く。）

四十一 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第

百二十七号) 別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問介護費の注2の厚生労働大臣が定める者

第一号に規定する者

四十二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注1の厚生労働大臣が定める疾病等

第三号に規定する疾病等

四十三 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注5の厚生労働大臣が定める状態

第四号に規定する状態

四十四 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費の口の注1の厚生労働大臣が定める者

第五号に規定する者

四十五 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費の口の注2の厚生労働大臣が定める特別な薬剤

第六号に規定する特別な薬剤

四十六 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防居宅療養管理指導費のハの注のイの厚

生労働大臣が定める特別食

第七号に規定する特別食

四十七 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費のへの注の厚生労働大臣が定める期間

当該加算を算定する年度の前年の一月から十二月までの期間（指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費のハ、ニ又はホの注に掲げる基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た年においては、届出の日から同年十二月までの期間）

四十八 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のホの注の厚生労働大臣が定める期間

前号に規定する期間

四十九 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のニの注の厚生労働大臣が定める療養食

第十三号に規定する療養食

五十 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(4)の注、ロ(4)の注、ハ(4)の注、ニ(4)の注及びホ(4)の注の厚生労働大臣が定める療養食

第十三号に規定する療養食

五十一 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(5)(二)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

第十八号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

五十二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注2の厚生労働大臣が定める者

第十九号に規定する者

五十三 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防認知症対応型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

第九号に規定する利用者

五十四 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

第十号に規定する入浴介助

第二十七号を削り、第二十六号中「イの注7、ロの注5及びハの注4」を「イ(1)及び(2)の注9、ロ(1)及び(2)の注7並びにハ(1)及び(2)の注6」に改め、同号を第三十八号とし、第二十五号を第三十六号

とし、同号の次に次の一号を加える。

三十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのル(2)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

第十八号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

第二十三号及び第二十四号を削り、第二十二号中「イ及びロの注5」を「イ及びロの注10」に改め、同号を第三十五号とし、第二十一号中「チの注」を「リの注」に改め、同号を第三十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのヌの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

第二十七号に規定する入所者

三十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのヲの注の厚生労働大臣が定める者

第二十八号に規定する者

第二十号を削り、第十九号中「注8」を「注12」に改め、同号を第三十一号とし、第十七号及び第十八号を削り、第十六号中「イ(5)(二)」を「イ(7)(二)」に改め、同号イ中「老人医科診療報酬点数表」を「医科診療報酬点数表」に改め、「(同部において医科診療報酬点数表の例によることとされている

診療のうち次に掲げるものを含む。」を削り、同号(1)(-)中「言語聴覚療法」を「脳血管疾患等リハビリテーション料（言語聴覚療法に係るものに限る。）」に改め、同号イ(2)(-)を次のように改める。

(-) 一般処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

- a 創傷処置（六千平方センチメートル以上のもの（褥瘡^{じよくそう}に係るものを除く。）を除く。）
- b 熱傷処置（六千平方センチメートル以上のものを除く。）
- c 重度褥瘡処置
- d 老人処置
- e 老人精神病棟等処置料
- f 爪甲除去（麻酔を要しないもの）
- g 穿刺排膿後薬液注入
- h 空洞切開術後ヨードホルムガーゼ処置
- i ドレーン法（ドレナージ）
- j 頸椎、胸椎又は腰椎^{ついでん}穿刺
- k 胸腔^{くう}穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）
- l 腹腔^{くわく}穿刺（人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む。）
- m 喀痰^{かくたん}吸引

- n 干涉低周波去痰器による喀痰排出かくたん
- o 高位浣腸かん、高圧浣腸、洗腸
- p 摘便
- q 腰椎麻酔下直腸内異物除去
- r 腸内ガス排気処置（開腹手術後）
- s 酸素吸入
- t 突発性難聴に対する酸素療法
- u 酸素テント
- v 間歇的陽圧吸入法けつ
- w 体外式陰圧人工呼吸器治療
- x 肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）
- y 非還納性ヘルニア徒手整復法
- z 痔核嵌頓整復法じ（脱肛を含む。かんとん）
- 第十六号イ(2)(二)中「救命処置」を「救急処置」に改め、同号イ(2)(二)中eをfとし、bからdまでをcからeまでとし、aの次に次のように加える。
- b 体表面ペーシング法又は食道ペーシング法

第十六号イ(2)(三)に次のように加える。

c イオントフォレーゼ

d 臍肉芽腫切除術

第十六号イ(2)(四)中 c を d とし、a の次に次のように加える。

b 後部尿道洗浄（ウルツマン）

第十六号イ(2)(六)中 c を d とし、同号イ(2)(六) b 中「（多数）」を削り、同号イ(2)(六)中 b を c とし、a の次に次のように加える。

b 義眼処置

第十六号イ(2)(七) a 中「、簡単な耳垢^{こう}栓除去及び片耳帯」を「及び簡単な耳垢^{こう}栓除去」に改め、同号イ(2)(七) d 中「喉頭^{こう}処置」を「関節喉頭鏡下喉頭処置」に改め、「及び口腔・咽頭処置」を削り、同号イ(3)(三)中「手若しくは指又は足若しくは指の範囲」を「百平方センチメートル未満」に改め、同号イ(3)中(九)を(十)とし、(六)から(八)までを(七)から(九)までとし、(五)の次に次のように加える。

(六) 風棘手術

第十六号イ(4)(一)中「静脈麻酔」の下に「、筋肉注射による全身麻酔、注腸による麻酔」を加える。

第十六号を第十八号とし、同号の次に次の十二号を加える。

十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注2の厚生労働大臣が定める者

イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者

(1) 車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者

(一) 日常的に歩行が困難な者

(二) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者

(2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者

(一) 日常的に起きあがりが困難な者

(二) 日常的に寝返りが困難な者

(3) 床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者

(4) 認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者

(一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者

(二) 移動において全介助を必要としない者

(5) 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

(一) 日常的に立ち上がりが困難な者

(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者

(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

ロ 平成十八年三月三十一日までに指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注2

に掲げる種目（以下「対象外種目」という。）に係る福祉用具貸与を受けていた者であつて、平成十八年九月三十日までの間において対象外種目に係る指定福祉用具貸与を受けるもの

二十 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の夜間対応型訪問介護費の注2の厚生労働大臣が定める者

第一号に規定する者

二十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

第九号に規定する利用者

二十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

第十号に規定する入浴介助

二十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイからニまでの注10の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者（以下「視覚障害者等」という。）

視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者

二十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイからニまでの注10の厚生労働大臣が定める者

次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者

イ 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者

ロ 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者

ハ 知的障害 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十四条各号に掲げる業務のいずれかを行う者又はこれらに準ずる者

二十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイからニまでの注12の厚生労働大臣が定める者

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用する期間中において、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第三百三十六条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な居室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

二十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのルの注の厚生労働大臣が定める療養食

第十三号に規定する療養食

二十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスの注の厚生労働大臣が定める基準に該当する入所者

イ 看取り介護加算(Ⅰ)を算定すべき入所者

(1) 次の(一)から(三)までのいずれにも適合している入所者

(一) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

(二) 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者の介護に係る計画が作成されていること。

(三) 医師、看護師、介護職員等が共同して、少なくとも一週につき一回以上、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、介護が行われていること。

(2) 入所している施設又は当該入所者の居宅において死亡した者

ロ 看取り介護加算(Ⅱ)を算定すべき入所者

(1) イの(1)に該当する入所者

(2) 入所していた施設以外の介護保険施設その他の施設又は医療機関において死亡した者

(3) 入所していた施設以外の介護保険施設その他の施設又は医療機関に入所又は入院等した後も、

当該入所者又は入院患者の家族に対する指導や当該介護保険施設その他の施設又は医療機関に対する情報提供等が行われている者

二十八 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスの力の注の厚生労働大臣が定める者

次に掲げる要件を満たす者

イ 在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間（入所期間が三月を超えるときは、三月を限度とする。）を定めて、当該施設の同一の個室を計画的に利用している者であること。

ロ 要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者であること。

二十九 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのイ及びロの注10の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等

第二十三号に規定する者

三十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注10の厚生労働大臣が定める者

第二十四号に規定する者

第十五号中「ロ(4)の注、ハ(4)の注、ニ(4)の注及びホ(4)の注」を「ロ(5)の注、ハ(5)の注、ニ(5)の注及

びホ(5)の注」に改め、同号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)の注、ロ(6)の注、ハ(6)の注及びニ(6)の注の厚生労働大臣が定める者

第十四号に規定する者

第十四号の次に次の一号を加える。

十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注2、ロ(1)から(3)までの注2、ハ(1)から(3)までの注2及びニ(1)から(3)までの注2の厚生労働大臣が定める利用者
難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍しゅようの利用者であつて、サービスの提供に当たり、常時
看護師による観察を必要とするもの

○厚生労働省告示第 号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十九号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成十二年厚生省告示第二十五号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第四号から第八号までを削る。

第三号を第十号とし、同号の次に次の十八号を加える。

十一 短期入所療養介護費における緊急短期入所ネットワーク加算の基準

第九号の規定を準用する。

十二 地域密着型介護福祉施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第三百三十七条第五項、第百六十二条第七項又は第百七十四条に規定する基準に適合していないこと。

十三 地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける経口移行加算の基準

通所介護費等算定方法第十号、第十一号、第十二号及び第十三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

十四 地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける経口維持加算の基準

イ 通所介護費等算定方法第十号、第十一号、第十二号及び第十三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ 入所者又は入院患者の摂食若しくは嚥下機能が医師の判断により適切に評価されていること。

ハ 誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されていること。

ニ 食形態に係る配慮など誤嚥防止のための適切な配慮がされていること。

ホ ロからニまでについて医師、管理栄養士、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同

して実施するための体制が整備されていること。

十五 地域密着型介護福祉施設サービス及び介護福祉施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準

イ 算定日が属する月の前六月間において当該施設から退所した者（在宅・入所相互利用加算を算定しているものを除く。以下「退所者」という。）の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなったもの（当該施設における入所期間が一月間を超えていた者に限る。）の占める割合が百分の二十を超えていること。

ロ 退所者の退所した日から三十日以内に、当該施設の従業者が居宅を訪問し、又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が一月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること。

十六 地域密着型介護福祉施設サービス及び介護福祉施設サービスにおける在宅・入所相互利用加算の基準

在宅において生活している期間中の介護支援専門員と入所する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設の介護支援専門員との間で情報の交換を十分に行い、双方が合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族等に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること。

十七 居宅介護支援費に係る運営基準減算の基準

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第七号、第九号から第十一号まで、第十三号及び第十四号（これらの規定を同条第十五号において準用する場合を含む。）に定める規定に適合していないこと。

十八 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の基準

正当な理由なく、当該指定居宅介護支援事業所において前六月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護又は福祉用具貸与（以下この号において「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が百分の九十を超えていること。

十九 居宅介護支援費に係る特定事業所加算の基準

イ 主任介護支援専門員である管理者を配置していること。ただし、当分の間、介護支援専門員として三年以上の実務経験を有し、主任介護支援専門員の研修課程と同等と認められるものを終了するとともに、指定居宅介護支援事業所内の介護支援専門員の管理を適正に行うことができる者を配置している場合においては、この限りでない。

ロ 常勤かつ専従の介護支援専門員を三名以上配置していること。

ハ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たったの留意事項に係る伝達等を目的とした会議を

定期的に開催すること。

ニ 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

ホ 算定日が属する月の前三月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者の占める割合が百分の六十以上であること。

ヘ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。

ト 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。

チ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

リ 居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。

ヌ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援を行う利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当たり三十五名以内であつて、かつ、介護予防支援に係る業務の委託を受けていないこと。

二十 介護福祉施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第

十一条第五項、第四十一条第七項又は第五十四条に規定する基準に適合していないこと。

二十一 介護保健施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第十三条第五項、第四十三条第七項又は第五十五条に規定する基準に適合していないこと。

二十二 介護保健施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準

第十五号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「百分の二十」とあるのは「百分の五十」とする。

二十三 介護療養施設サービスにおける身体拘束廃止未実施減算の基準

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第十四条第五項、第四十三条第七項又は第五十五条に規定する基準に適合していないこと。

二十四 介護療養施設サービスにおける在宅復帰支援機能加算の基準

第十五号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「百分の二十」とあるのは「百分の三十」とする。

二十五 介護予防訪問看護費に係る緊急時介護予防訪問看護加算の基準

第二号の規定を準用する。

二十六 介護予防通所介護費及び介護予防通所リハビリテーション費における運動器機能向上加算の

基準

通所介護費等算定方法第十四号及び第十五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

二十七 介護予防通所介護費、介護予防通所リハビリテーション費及び介護予防認知症対応型通所介護費における栄養改善加算の基準

通所介護費等算定方法第十四号、第十五号及び第十九号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

二十八 介護予防通所介護費及び介護予防通所リハビリテーション費における事業所評価加算の基準
イ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防通所介護費のハの注のホ、ニの注のホ若しくはホの注のホ又は介護予防通所リハビリテーションのロの注のホ、ハの注のホ若しくはニの注のホに掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」という。）を行っていること。

ロ 評価対象期間における当該指定介護予防通所介護事業所又は当該介護予防通所リハビリテーション事業所の利用実人員数が十名以上であること。

ハ (2)の規定により算定した数を(1)に規定する数で除して得た数が二を超えること。

(1) 評価対象期間において、当該指定介護予防通所介護事業所又は当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の提供する選択的サービスを三月間以上利用し、かつ、当該サービスを利用した後、法第三十三条第一項に基づく要支援更新認定又は法第三十三条の二第一項に基づく要支援状態区分の変更の認定（以下「要支援更新認定等」という。）を受けた者の数

(2) 選択的サービスを利用した後、評価対象期間に行われる要支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者（指定介護予防支援事業者が介護予防サービス計画に定める目標に照らし、当該介護予防サービス事業者によるサービスの提供が終了したと認める者に限る。）の数に、次の(一)及び(二)に掲げる区分に該当する者の人数に(一)及び(二)に掲げる数を乗じて得た数の合計数を加えたもの

(一) 要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援二の者であつて、要支援更新認定等により要支援一と判定されたもの又は要支援更新認定等前の要支援状態区分が要支援一の者であつて、要支援更新認定等により非該当と判定されたもの 五

(二) 要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援二の者であつて、要支援更新認定等において非該当と判定されたもの 十

第二号中「介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス」を「地域密

着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護費及び介護予防短期入所療養介護費」に、「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）」を「通所介護費等算定方法」に、「第七号、第八号及び第九号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。）」を「第十号、第十一号、第十二号及び第十三号並びに第十六号及び第十七号」に改め、同号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 短期入所生活介護費における緊急短期入所ネットワーク加算の基準

イ 他の指定短期入所生活介護事業者等と連携し、緊急に指定短期入所サービス（指定短期入所生活介護及び指定短期入所療養介護をいう。）を受けなければならない利用者に対応するための体制を整備していること。

ロ サービスの質の確保のために指定居宅介護支援事業者等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握していること。

第一号を第二号とし、同号の次に次の五号を加える。

三 訪問看護費に係るターミナルケア加算の基準

イ ターミナルケアを受ける利用者のために二十四時間連絡がとれる体制（以下「二十四時間連絡体制」という。）を確保しており、かつ、必要に応じて、指定訪問看護を行うことができる体制を整備していること。

ロ ターミナルケアの提供について利用者の身体状況の変化等必要な事項が適切に記録されていること。

四 通所介護費及び通所リハビリテーション費における若年性認知症ケア加算の基準

イ 若年性認知症利用者に適切に対応できる看護職員又は介護職員を配置していること。

ロ 若年性認知症利用者の主治の医師等と適切に連携していること。

ハ 若年性認知症利用者のみにより構成される単位に対し指定通所介護又は指定通所リハビリテーションが適切に提供されていること。

ニ 若年性認知症利用者のためにふさわしい内容の指定通所介護又は指定通所リハビリテーションを実施するとともに、利用者又はその家族等に対する相談支援、情報提供等を行っていること。

五 通所介護費、通所リハビリテーション費、認知症対応型通所介護費、地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける栄養マ

ネジメント加算の基準

厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号。以下「通所介護費等算定方法」という。）第一号、第二号、第六号、第十号、第十一号、第十二号及び第十三号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であって医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。第十三号及び第十四号イにおいて同じ。）に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

六 通所介護費、通所リハビリテーション費及び認知症対応型通所介護費並びに介護予防通所介護費、介護予防通所リハビリテーション費及び介護予防認知症対応型通所介護費における口腔機能向上加算の基準

通所介護費等算定方法第一号、第二号及び第六号並びに第十四号、第十五号及び第十九号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

七 短期入所生活介護費、短期入所療養介護費、地域密着型介護福祉施設サービス、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護費及び介護予防短期入所療養介護費における栄養管理体制加算の基準

通所介護費等算定方法第三号、第四号、第十号、第十一号、第十二号及び第十三号（看護職員の

員数に対する看護師の配置に係る部分、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。次号において同じ。）並びに第十六号及び第十七号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。次号において同じ。）に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

第一号として次の一号を加える。

一 訪問介護費に係る特定事業所加算の基準

イ 特定事業所加算（I） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定訪問介護事業所のすべての訪問介護員等（登録型の訪問介護員等（あらかじめ指定訪問介護事業所に登録し、当該事業所から指示があつた場合に、直接、当該指示を受けた利用者（居宅を訪問し、指定訪問介護を行う訪問介護員等をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

(2) 次に掲げる基準に従い、指定訪問介護が行われていること。

(一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。

(二) 指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。

(3) 当該指定訪問介護事業所のすべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

(4) 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上であること。

(5) 当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等のうち三級課程の訪問介護員がいないこと。

(6) 当該指定訪問介護事業所のすべてのサービス提供責任者が五年以上の実務経験を有する介護福祉士であること。

(7) 算定日が属する日の前三月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護四又は要介護五である者の占める割合が百分の二十以上であること。

ロ 特定事業所加算(Ⅱ)
ハ 特定事業所加算(Ⅲ)

イの(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
イの(1)から(3)まで及び(7)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

○厚生労働省告示第 号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

- 第一号イ中「単独型通所介護費」を「小規模型通所介護費」に改め、同号イ(1)を次のように改める。
- (1) 前年度の一月当たりの平均利用延人員数（当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。）が三百人以内の指定通所介護事業所であること。

第一号ロ中「併設型通所介護費」を「通常規模型通所介護費」に改め、同号ロ(1)を次のように改め

る。

(1) イ(1)に該当しない事業所であること。

第一号ハを次のように改める。

ハ 療養通所介護費を算定すべき指定療養通所介護の施設基準

(1) 指定療養通所介護事業所であること。

(2) 指定居宅サービス基準第五条の四に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

第二十三号中「平成十七年十月一日」を「平成十八年四月一日」に改め、同号を第四十四号とし、同号の次に次の十二号を加える。

四十五 指定介護予防通所介護の施設基準

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第百十七条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

四十六 指定介護予防短期入所生活介護の施設基準

第四号の規定を準用する。

四十七 指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第五号の規定を準用する。

四十八 指定介護予防短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

四十九 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所生活介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

第七号の規定を準用する。

五十 指定介護予防短期入所療養介護の施設基準

第八号の規定を準用する。

五十一 指定介護予防短期入所療養介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第九号の規定を準用する。

五十二 指定介護予防短期入所療養介護に係る病院療養病床療養環境減算の施設基準

第十一号の規定を準用する。

五十三 指定介護予防短期入所療養介護に係る診療所療養病床療養環境減算の施設基準

第十二号の規定を準用する。

五十四 従来型個室を利用する者に対する指定介護予防短期入所療養介護に係る別に厚生労働大臣が定める基準

施設サービス費(Ⅱ)」を「、ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)のユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)又はユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ⅱ)」に改め、同号を第四十三号とし、第二十一号中「第九号」を「第十二号」に改め、同号を第四十二号とし、第二十号中「第八号」を「第十一号」に改め、同号を第四十一号とし、第十九号イ中「第六号ハ」を「第八号ニ」に、「同号ハ(1)(五)」を「同号ニ(1)(五)」に、「第九号イ(2)」を「第十二号イ(2)」に改め、同号ロ中「第六号ニ」を「第八号ホ」に、「同号ニ(4)」を「同号ホ(4)」に、「第九号ロ(3)」を「第十二号ロ(3)」に改め、同号ハ中「第六号ホ」を「第八号ト」に改め、同号ニ中「第六号ヘ」を「第八号チ」に改め、同号ホ中「第六号ト」を「第八号ヌ」に、「同号ト(1)(五)」を「同号ヌ(1)(五)又は(2)(五)」に、「第九号イ(2)」を「第十二号イ(2)」に改め、同号ヘ中「第六号チ」を「第八号ル」に、「同号ヘ(4)」を「同号ル(1)(四)又は(2)(四)」に、「第九号イ(3)」を「第十二号イ(3)」に改め、同号を第三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十 介護療養型医療施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

第十八号中「平成十七年十月一日」を「平成十八年四月一日」に改め、同号を第三十七号とする。

第十七号イ中「介護保健施設サービス費(Ⅰ)」の下に「又は小規模介護保健施設サービス費(Ⅰ)」を加え、同号ロ中「介護保健施設サービス費(Ⅱ)」の下に「又は小規模介護保健施設サービス費(Ⅱ)」を加え

、同号ハ中「ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅰ）」の下に「又はユニット型小規模介護保健施設サービス費（Ⅰ）」を加え、同号ニ中「ユニット型介護保健施設サービス費（Ⅱ）」の下に「又はユニット型小規模介護保健施設サービス費（Ⅱ）」を加え、同号を第三十四号とし、同号の次に次の三号を加える。

三十五 介護老人保健施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

三十六 介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算に係る施設基準

イ リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

ロ リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

三十七 日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対する介護保健施設サービスに係る加算の施設基準

第十号の規定を準用する。

第十四号から第十六号までを削り、第十三号イ中「及び次号」を削り、同号を第二十八号とし、同号の次に次の五号を加える。

二十九 指定介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

第六号の規定を準用する。

三十 指定介護老人福祉施設における重度化対応加算に係る施設基準

第二十四号の規定を準用する。

三十一 指定介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準

第二十五号の規定を準用する。

三十二 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

第二十六号の規定を準用する。

三十三 介護保健施設サービスの施設基準

イ 介護保健施設サービス費又はユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設の施設基準

(1) 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設の施設基準

a 看護職員又は介護職員の数（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分以外の部分に係る看護職員又は介護職員の数）が、常勤換算方法（介護老人保健施設基準第二条第三項に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において

同じ。)で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

b 通所介護費等の算定方法第十二号ロに規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

a 看護職員又は介護職員の数（当該介護老人保健施設が、一部ユニット型介護老人保健施設である場合にあつては、当該介護老人保健施設の看護職員又は介護職員の数及び当該介護老人保健施設のユニット部分に係る看護職員又は介護職員の数）が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

b 通所介護費等の算定方法第十二号ハに規定する基準に該当していないこと。

ロ 小規模介護保健施設サービス費又はユニット型小規模介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

(1) 小規模介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

a イ(1) a 及び b に該当するものであること。

b サテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設であること。

(2) ユニット型小規模介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの施設基準

a イ(2) a 及び b に該当するものであること。

b ユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設であること。

第十二号イ(1)中「二十五人以下又は」を削り、同号イ(2)中「(指定介護福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。))第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この号において同じ。)」を削り、「指定介護老人福祉施設基準第五十一条」を「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。))第五十条」に改め、同号イ(3)中「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第七号」を「通所介護費等の算定方法第十一号」に改め、同号ロ(1)中「二十六人以上三十人以下」を「三十人」に改め、同号ハ(1)中「二十五人以下又は」を削り、同号ハ(3)中「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法第七号」を「通所介護費等の算定方法第十一号」に改め、同号ニ(1)中「二十六人以上三十人以下」を「三十人」に改め、同号を第二十七号とする。

第十一号中「平成十七年十月一日以後」を削り、同号を第十四号とし、同号の次に次の十一号を加える。

十五 指定特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準

イ 常勤の看護師を一名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。

ロ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける者（以下この号において「利用者」という。）に対して、二十四時間連絡がとれる体制（以下「二十四時間連絡体制」という。）を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

ハ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

十六 指定夜間対応型訪問介護の施設基準

イ 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）を算定すべき指定夜間対応型訪問介護の施設基準

オペレーションセンター（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第五条第一項に規定するオペレーションセンターをいう。以下同じ。）を設置していること。

ロ 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定すべき指定夜間対応型訪問介護の施設基準

オペレーションセンターを設置していないこと。ただし、オペレーションセンターを設置している事業所であっても、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）に代えて夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）を算定することができる。

十七 指定認知症対応型通所介護の施設基準

イ 認知症対応型通所介護費（i）を算定すべき指定認知症対応型通所介護の施設基準

（1） 単独型指定認知症対応型通所介護を行う指定認知症対応型通所介護事業所であること。

（2） 指定地域密着型サービス基準第四十二条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

ロ 認知症対応型通所介護費（ii）を算定すべき指定認知症対応型通所介護の施設基準

（1） 併設型指定認知症対応型通所介護を行う指定認知症対応型通所介護事業所であること。

（2） 指定地域密着型サービス基準第四十二条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

ハ 認知症対応型通所介護費（II）を算定すべき指定認知症対応型通所介護費の施設基準

（1） 共用型指定認知症対応型通所介護を行う指定認知症対応型通所介護事業所であること。

（2） 指定地域密着型サービス基準第四十五条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

十八 指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

イ 認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

指定地域密着型サービス基準第九十条に定める介護従業者の員数を置いていること。

ロ 短期利用共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準

(1) 指定地域密着型サービス基準第九十条に定める介護従業者の員数を置いていること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が初めて指定を受けた日から起算して三年以上の期間が経過していること。

(3) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。ただし、一の共同生活住居において、短期利用共同生活介護を受ける利用者の数は一名とすること。

(4) 利用の開始に当たって、あらかじめ三十日以内の利用期間を定めること。

(5) 短期利用共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する介護従業者が確保されていること。

十九 指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準

イ 当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、看護師を一名以上確保していること。

ロ 看護師により二十四時間連絡体制を確保していること。

ハ 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

二十 指定地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準
第十五号の規定を準用する。

二十一 指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

イ 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a ロ(1) aに規定する施設基準に該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設であること。

b 介護職員又は看護職員の数（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分（指定地域密着型サービス基準第一百七十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法（指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c 通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a ロ(1) aに規定する施設基準に該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設であること。

b 介護職員又は看護職員の数（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c 通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当していないこと。

ロ 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a 平成十八年三月三十一日前に指定介護老人福祉施設の指定を受けた入所定員が二十六人以上二十九人以下である指定地域密着型介護福祉施設であつて、介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第十条第三項の規定に基づき、指定地域密着型介

護老人福祉施設入所者生活介護に係る法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされたものであること。

b 介護職員又は看護職員の数（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分以外の部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c 通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a ロ(1) aに規定する施設基準に該当する指定地域密着型介護老人福祉施設であること。

b 介護職員又は看護職員の数（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が、一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員又は看護職員の数及び当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分に係る介護職員又は看護職員の数）が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

c 通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当していないこと。

ハ 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

(1) 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a ロ(1) a 及び b に規定する施設基準に該当する指定地域密着型介護老人福祉施設であること。

b 通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準

a ロ(2) a 及び b に規定する施設基準に該当するものであること。

b 通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当していないこと。

二十二 指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

イ 地域密着型介護福祉施設サービス費(I)、経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(I)又は旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニット(指定地域密着型サービス基準第百五十八条に規定するユニットをいう。以下この号

において同じ。）に属さない居室（指定地域密着型サービス基準第百三十二条第一項に規定する居室をいう。以下ロ及び次号において同じ。）（定員が一人のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ロ 地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅱ）、経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅱ）又は旧措置入所者経過の介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属さない居室（定員が二人以上のものに限る。）の入所者に対して行われるものであること。

ハ ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）、ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定地域密着型サービス基準第百六十条に規定する居室をいう。二において同じ。）（指定地域密着型サービス基準第百六十条第一項第一号イ(3)(i)を満たすものに限る。）の入居者に対して行われるものであること。

ニ ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅱ）、ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅱ）又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅱ）を算定す

べき指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

ユニットに属する居室（指定地域密着型サービス基準第一百六十条第一項第一号イ(3)(i)を満たすものに限るものとし、同号イ(3)(i)を満たすものを除く。）の入居者に対して行われるものであること。

二十三 指定地域密着型介護老人福祉施設におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準
第六号の規定を準用する。

二十四 指定地域密着型介護老人福祉施設における重度化対応加算に係る施設基準
イ 常勤の看護師を一名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。ただし、常勤の看護師については、平成十九年三月三十一日までの間は、常勤の看護職員で配置することで足りることとする。

ロ 看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、入所者に対して、二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

ハ 看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

ニ 看取りに関する職員研修を行っていること。

ホ 看取りのための個室を確保していること。

二十五 指定地域密着型介護老人福祉施設における準ユニットケア加算に係る施設基準

イ 十二人を標準とする単位（以下この号において「準ユニット」という。）において、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行っていること。

ロ 入所者のプライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえを整備するとともに、準ユニットごとに利用できる共同生活室（利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）を設けていること。

ハ 次の(1)から(3)までに掲げる基準に従い人員を配置していること。

(1) 日中については、準ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜において、二準ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) 準ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

二十六 平成十八年四月一日以後従来型個室に入所する者に対する指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る別に厚生労働大臣が定める基準

指定地域密着型介護老人福祉施設の居室における入所者一人当たりの面積が、十・六五平方メートル以下であること。

第十号イ中「認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)」の下に「認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)」を加え、同号ロ中「認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)」の下に「認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)又は認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(i)」に改め、同号ハ中「又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)」を「ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)」に改め、同号を第十三号とする。

第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号中「特に問題行動の著しい認知症である老人」を「日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者」に改め、同号に次のように加える。

ハ 指定短期入所療養介護の単位ごとの利用者の数について、十人を標準とすること。

ニ 指定短期入所療養介護の単位ごとに固定した介護職員又は看護職員を配置すること。

ホ ユニット型指定短期入所療養介護事業所（ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定している事業所に限る。）でないこと。

第七号を第十号とし、第六号チを削り、第六号ト(3)中「認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)」を「認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)」に改め、同号ト(3)一中「(1)」を「(2)(一)」に改め、同号ト(3)を同号ト(4)とし、同号ト(4)の次に次のように加える。

(5) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(一) (2)(一)、(四)及び(五)に該当するものであること。

(二) 認知症病棟における看護職員の数（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあっては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、そのうち当該認知症病棟における入院患者の数を四をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）から当該認知症病棟における入院患者の数を五をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じるときはこれを切り上げるものとする。）を減じた数

の範囲内で介護職員とすることができる。

- (三) 当該認知症病棟における介護職員の数（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

第六号ト(2)中「認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)」を「認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅲ)」に改め、同号ト(2)(一)中「(1)」を「(2)(一)」に改め、同号ト(2)を同号ト(3)とし、同号ト(1)中「認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅰ)」を「認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ)」に改め、同号ト(1)(一)中「病院」の下に「(1)(一)の規定の適用を受けるものを除く。」を加え、同号ト(1)(二)中ただし書を削り、同号ト(1)(五)中

「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」を「通所介護費等の算定方法」に改め、同号ト(1)を同号ト(2)とし、同号ト(2)の前に次のように加える。

- (1) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅰ)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準
- (一) 老人性認知症患者療養病棟を有する病院（医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を

受ける病院に限る。）である指定短期入所療養介護事業所であること。

- (二) 当該指定短期入所療養介護を行う老人性認知症疾患療養病棟（以下「認知症病棟」という。）における看護職員の数（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

- (三) 当該認知症病棟における介護職員の数（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

- (四) (二)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。
- (五) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

第六号トを同号ヌとし、同号ヌの次に次のように加える。

ル ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基

準

(一) ヌ (1) (一) 及び (四) に該当するものであること。

(二) 当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る看護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が六又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(3)に規定する基準に該当していないこと。

(2) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基

準

(一) ヌ(2)(一)及び(四)に該当するものであること。

(二) 当該認知症病棟における看護職員の数（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る看護職員の数）が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(三) 当該認知症病棟における介護職員の数（当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分に係る介護職員の数）が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が四又はその端数を増すごとに一以上であること。

(四) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(3)に規定する基準に該当していないこと。

ヲ 特定認知症患者型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ヌ(1)から(5)まで又はル(1)若しくは(2)のいずれかに該当するものであること。

第六号へ(1)中「ホ(1)(一)」を「ト(1)(一)」に改め、同号へを同号チとし、同号チの次に次のように加える。

リ 特定診療所療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ト (1)若しくは(2)又はチのいずれかに該当するものであること。

第六号ホを同号トとし、同号ニ(1)中「ハ(1)(一)」を「ニ(1)(一)」に改め、同号ニ(4)中「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」を「通所介護費等の算定方法」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ホの次に次のように加える。

へ 特定病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

ニ (1)から(3)まで又はホのいずれかに該当するものであること。

第六号ハ(1)(二)中「(指定居宅サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所をいう。以下同じ。)」を削り、同号ハ(1)(五)中「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」を「通所介護費等の算定方法」に改め、同号ハを同号ニとし、同号イ(2)中「(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。))第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう。以下ロ及び第十五号において同じ。)」を削り、「(介護老人保健施設基準」を「(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設基準」という。))」に、「第十五号」を「第三十二号」に改め、同号イ(3)中「平成十二年厚生省告示第二十七号」の下に「。以下「通所介

護費等の算定方法」という。」を加え、同号口の次に次のように加える。

ハ 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

イ又はロに該当するものであること。

第六号を第八号とし、第五号中「平成十七年十月一日」を「平成十八年四月一日」に改め、同号を第七号とし、第四号イ中「第二百二十四条第五項第一号イ」を「第二百二十四条第六項第一号イ」に改め、同号ハ中「第四百四十条の四第五項第一号イ」を「第四百四十条の四第六項第一号イ」に、「であつて、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているもの」を「（居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているものを含む。）」に改め、同号ニ中「であつて、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているもの」を「（居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じているものを含む。）」に改め、同号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 指定短期入所生活介護におけるユニットケアに関する減算に係る施設基準

イ 日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

ロ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

第三号イ中「（指定居宅サービス基準第四百四十条の十六に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）」を削り、「第二条第八号」を「第二条第七号」に、「第六号」

を「第八号」に改め、同号ロ(1)中「(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。))第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)」を削り、「(特別養護老人ホーム基準)を「(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。))」を加え、同号ロ(2)中「第二百一十一条第四項」を「第二百一十一条第五項」に、「第二百二十四条第三項」を「第二百二十四条第四項」に改め、同号を第四号とする。

第二号を削り、第一号の次に次の二号を加える。

二 指定通所介護に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準

前年度の一月当たりの平均利用延人員数(当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所介護事業所における前年度の一月当たりの平均利用延人員数を含む。)が九百人を超える指定通所介護事業所であること。

三 指定通所リハビリテーションに係る別に厚生労働大臣が定める施設基準 前号の規定を準用する。

○厚生労働省告示第 号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第一号を次のように改める。

一 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費の算定方法

イ 指定通所介護の月平均の利用者の数（指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所に

おいて一体的に運営されている場合にあつては、指定通所介護の利用者の数及び指定介護予防通
 所介護の利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所介護費
 （小規模型通所介護費又は通常規模型通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げると
 ころにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法
介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第 三十六号。以下「施行規則」という。）第百 十九条の規定に基づき都道府県知事に提出し た運営規程に定められている利用定員を超え ること。	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関 する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別 表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下 「指定居宅サービス介護給付費単位数表」とい う。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た 単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費 用の額の算定に関する基準の例により算定する 。

ロ 指定療養通所介護の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所介護
 費（療養通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法
--------------------	----------------------

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第百五条の六に定められている利用定員を超えること。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
--	--

ハ 指定通所介護事業所の看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所介護費（小規模型通所介護費又は通常規模型通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第九十三条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ニ 指定療養通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における通所介護費（療養通所介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げる

ところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める通所介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第百五条の四に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

第二号イの表以外の部分を次のように改める。

指定通所リハビリテーションの月平均の利用者の数（指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定通所リハビリテーションの利用者の数及び指定介護予防通所リハビリテーションの利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

第三号イ中「月平均の利用者の数（）」の下に「指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所

生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定短期入所生活介護の利用者の数及び指定介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数とし、」を加え、「合計数」を「合計数とする。」に改め、同号イの表中「利用定員を超える場合」の下に「又は緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合」を加え、「又は第十一条第一項第二号」を「若しくは第十一条第一項第二号」に、「又は病院」を「病院」に改め、「入所定員を超える場合」の下に「又は緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合」を加え、同号ロ中「（指定居宅サービス基準第四百条の十六に規定する一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下同じ。）」を削り、同号ハ中「（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。）第四十三条に規定する一部ユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）」を削り、「（特別養護老人ホーム基準）を」（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）に、「ホにおいて」を「ホ及び第十六号において」に改める。

第四号イ(1)中「月平均の利用者の数」の下に「（指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定短期入所療養介護の利用者の数及び指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数の合計数。ロ(1)及びハにおい

て同じ。）」を加え、同号イ(1)の表中「入所者の定員」の下に「（緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合にあつては、定員に百分の百五を乗じて得た数）」を加え、同号イ(2)中「介護老人保健施設短期入所療養介護費」の下に「及び特定介護老人保健施設短期入所療養介護事業所のユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。」を加え、同号イ(2)の表中「（指定居宅サービス基準第百五十五条の十五に規定する一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所をいう。以下この号において同じ。）」を削り、「所定単位数」の下に「又は特定介護老人保健施設短期入所療養介護費の所定単位数」を加え、同号イ(3)中「ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費」の下に「及び特定介護老人保健施設短期入所療養介護事業所のユニット型指定短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。）」を加え、同号イ(3)の表中「所定単位数」の下に「又は特定介護老人保健施設短期入所療養介護費の所定単位数」を加え、同号ロ(1)の表中「入院患者の定員」の下に「（緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合にあつては、入院患者の定員に百分の百五を乗じて得た数）」を加え、同号ロ(2)中「及び認知症疾患型短期入所療養介護費」を「及び特定病院療養病床短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。）並びに認知症疾患型短期入所療養介護費及び特定認知症疾患型短期入所療養介護費（ユニット型指定短期入所療

養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合を除く。）」に改め、同号ロ(2)の表中「又は認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)」を「若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又は認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費」に改め、「配置に応じた所定単位数」の下に「又は特定病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数」を加え、同号ロ(3)中「及びユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費」を「及び特定病院療養病床短期入所療養介護費(ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。）」並びにユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費及び特定認知症疾患型短期入所療養介護費(ユニット型指定短期入所療養介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット部分において算定される場合に限る。）」に改め、同号ロ(3)の表中「又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費」を「若しくは特定病院療養病床短期入所療養介護費又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費又はユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費」に改め、「配置に応じた所定単位数」の下に「又は特定病院療養病床短期入所療養介護費若しくは特定認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数」を加え、同号ハの表中「入院患者の定員」の下に「(緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合にあつては、入院患者の定員に百分の百五を乗じて得た数)」を加え、第五号及び第六号を次のように改める。

五 厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準及び特定施設入居者生活介護費の算定方法

イ 指定特定施設の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における特定施設入居者生活介護費（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費を除く。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める特定施設入居者生活介護費の算定方法
指定居宅サービス基準第一百七十五条に定める員数を置いていないこと。	指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 外部サービス利用型特定施設従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における特定施設入居者生活介護費（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費の外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める特定施設入居者生活介護費の算定方法
----------------------------------	-----------------------------

指定居宅サービス基準第百九十二条の四に定める員数を置いていないこと。

指定居宅サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

六 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに認知症対応型通所介護費の算定方法

イ 指定認知症対応型通所介護の月平均の利用者の数（指定認知症対応型通所介護事業者が指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型通所介護の事業と指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定認知症対応型通所介護の利用者の数及び指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における認知症対応型通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	
厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める認知症対応型通所介護費の算定方法
施行規則第百三十一条の三の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告

利用定員を超えること。

示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における認知症対応型通所介護費（認知症対応型通所介護費（Ⅰ）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める認知症対応型通所介護費の算定方法
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第四十二条に定める員	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算

数を置いていないこと。

定する。

ハ 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における認知症対応型通所介護費（認知症対応型通所介護費（Ⅱ）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める認知症対応型通所介護費の算定方法
指定地域密着型サービス基準第四十五条に定める員数を置いていないこと。	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

第九号イ(2)中ただし書を削り、同号イ(2)の表中「（指定介護療養型医療施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この号において同じ。）」を削り、「又は認知症患者型介護療養施設サービス（Ⅲ）」を「又は認知症患者型介護療養施設サービス（Ⅰ）、（Ⅳ）若しくは（Ⅴ）」に改め、同号イ(3)中ただし書を削り、同号を第十三号とし、同号の次に次の八号を加える。

十四 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに介護予防通所介護費の算定方法

イ 指定介護予防通所介護の月平均の利用者の数（指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防通所介護の利用者の数及び指定通所介護の利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	算定方法
施行規則第四百四十条の七の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	厚生労働大臣が定める介護予防通所介護費の算定方法 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 指定介護予防通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基

準に該当する場合における介護予防通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防通所介護費の算定方法
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第九十七条に定める員数を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十五 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防通所リハビリテーション費の算定方法

イ 指定介護予防通所リハビリテーションの月平均の利用者の数（指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一

体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防通所リハビリテーションの利用者の数及び指定通所リハビリテーションの利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防通所リハビリテーション費の算定方法
施行規則第四百四十条の八の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防通所リハビリテーション費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職	厚生労働大臣が定める介護予防通所リハビリテーション費の算定方法
--	---------------------------------

員の員数の基準

指定介護予防サービス基準第百十七条に定める員数を置いていないこと。

指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十六 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに介護予防短期入所生活介護費の算定方法

イ 指定介護予防短期入所生活介護の月平均の利用者の数（指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防短期入所生活介護の利用者の数及び指定短期入所生活介護の利用者の数の合計数とし、指定介護予防サービス基準第百二十九条第二項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数とする。）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期入所生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第二百二十九条第二項の規定の適用を受けない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、施行規則第百四十条の九の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること（老人福祉法第十条の四第一項第三号の規定による市町村が行った措置によりやむを得ず利用定員を超える場合にあつては、利用定員に百分の百五を乗じて得た数（利用定員が四十を超える場合にあつては、利用定員に二を加えて得た数）を超えること。）。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
指定介護予防サービス基準第二百二十九条第二項の規定の適用を受ける指定介護予防短期入	

所生活介護事業所にあつては、施行規則第四百四十条の九の規定に基づき都道府県知事に提出した特別養護老人ホームの入所定員を超えること（老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第二号の規定による市町村が行つた措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となつたことによりやむを得ず入所定員を超える場合にあつては、入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数（入所定員が四十を超える場合にあつては、入所定員に二を加えて得た数）を超えること。）。

ロ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所である場合にあつては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所のユニット部分（指定介護予防サービス基準第百六十六条に規定す

るユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分に係る指定介護予防サービス基準第二百二十九条に定める介護職員又は看護職員の員数）が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所生活介護費（単独型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第二百二十九条に定める員数を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ハ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本体施設（指定介護予防サービス基準第三百三十二条第四項に規定する併設本体施設をいう。ホにおいて同じ。）が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を

置いていない場合を含み、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第二百二十九条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームのユニット部分以外の部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含む。）における介護予防短期入所生活介護費（併設型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第二百二十九条に定める員数を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

二 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所である場合にあっては、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所のユニット部分に係る指定介護予防サービス基準第二百二十九条に定

める介護職員又は看護職員の員数）が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所生活介護費（単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法
利用者の数が三又はその端数を増すごとに一年以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ホ 指定介護予防短期入所生活介護事業所の介護職員又は看護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合（当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が併設事業所であつて、その併設本体施設が一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いていない場合を含み、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所が指定介護予防サービス基準第二百二十九条第二項の規定の適用を受ける一部ユニット型特別養護老人ホームである場合にあつては、当該特別

養護老人ホームのユニット部分について必要とされる介護職員又は看護職員の員数を置いてない場合を含む。）における介護予防短期入所生活介護費（併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員又は看護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所生活介護費の算定方法
利用者の数が三又はその端数を増すごとに一年以上の介護職員又は看護職員を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十七 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

イ 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

(1) 指定介護予防短期入所療養介護の月平均の利用者の数（指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護

の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数及び指定短期入所療養介護の利用者の数の合計数。ロ(1)及びハにおいて同じ。)が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数及び入所者の数の合計数が施行規則第四百四十条の十の規定に基づき都道府県知事に提出した入所者の定員を超えること。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護

厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養

職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準	介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数を置いていないこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、同条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分（指定介護予防サービス基準第二百七条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

- (3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療

法士の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数を置いていないこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあっては、同条に定める員数の医師、理学療法士若しくは作業療法士を置いておらず、又は当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに介護予防短期入所療養介護費の算定方法

- (1) 指定介護予防短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟における指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が施行規則第四百四十条の十の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員を超えること。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及び認知症患者型介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあっては、同条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ
厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ)又は認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。

指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を

含む。）。 指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、か	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

つ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、同条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分以外の部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。

- (3) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師、看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄

に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費（ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費及びユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める医師、看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める短期入所療養介護費の算定方法
別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たもの以外の指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いていること（当該指定介護予防介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット	指定介護予防サービス介護給付費単位数表のユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又はユニット型介護予防認知症疾患型短期入所療養介護費の所定単位数に百分の九十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ト型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、同条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いている場合を含む。）。

指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていないこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護

職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていない場合を含む。）。	指定介護予防サービス基準第百八十七条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていないこと（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない場合を含む。）。	別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおいて、指定介護予防サービス
	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の看護職員及び介護職員の配置に応じた所定単位数から十二単位を控除して得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の

ス基準第百八十七条に定める員数に百分の六

額の算定に関する基準の例により算定する。

十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟に同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いていること（当該指定介護予防短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所である場合にあつては、同条に定める員数に百分の六十を乗じて得た数の医師を置いておらず、かつ、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット部分について、同条に定める員数の看護職員及び介護職員を置いており、同条に定める看護職員の員数に百分の二十を乗じて得た数の看護師を置いている場合を含む。）。

ハ 診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所に係る厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護予防短期入所療養介護費の算定方法

指定介護予防短期入所療養介護の月平均の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防短期入所療養介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防短期入所療養介護費の算定方法
指定介護予防短期入所療養介護を行う病室における指定介護予防短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が施行規則第四百四十条の十の規定に基づき都道府県知事に提出した入院患者の定員を超えること。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十八 厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準及び介護予防特定施設入居者生活介護費の算定方法

イ 指定特定施設の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防特定施設入居者生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算

定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防特定施設入居者生活介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第二百三十一条に定める員数を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防特定施設入居者生活介護費（外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費の外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防特定施設入居者生活介護費の算定方法
指定介護予防サービス基準第二百五十五条に定める員数を置いていないこと。	指定介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定介護予防サービスに要する費用の額

の算定に関する基準の例により算定する。

十九 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法

イ 指定介護予防認知症対応型通所介護の月平均の利用者の数（指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数及び指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防認知症対応型通所介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法
施行規則第四百四十条の二十の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給

付費単位数表」という。）の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防認知症対応型通所介護費（介護予防認知症対応型通所介護費（I）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法
指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条に	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

―定める員数を置いていないこと。―

ハ 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防認知症対応型通所介護費（介護予防認知症対応型通所介護費（Ⅱ）に限る。）については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型通所介護費の算定方法
----------------------------	--------------------------------

指定地域密着型介護予防サービス基準第八条に定める員数を置いていないこと。	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
--------------------------------------	--

二十 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の員数の基準並びに介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法

イ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護事業の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運

営されている場合にあつては、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数及び指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める登録者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法
施行規則第四百十条の二十一の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められる登録定員を超えること。	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める指定介護予防小規模多機能型居宅介護従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める指定介護予防小規模多機能型居宅介護費の算定方法
指定地域密着型介護予防サービス基準第四十	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費

四条に定める員数を置いていないこと。

単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

二十一 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護従業者の員数の基準並びに介護予防認知症対応型共同生活介護費の算定方法

イ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の数（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の数及び指定認知症対応型共同生活介護の利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型共同生活介護費の算定方法
施行規則第四百四十条の二十二の規定に基づき	指定地域密着型介護予防サービス介護給付費

市町村長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。

単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護従業者の員数の基準

厚生労働大臣が定める介護予防認知症対応型共同生活介護費の算定方法

指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条に定める員数を置いていないこと。

指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

第八号ロ中ただし書を削り、同号ロの表中「（介護老人保健施設基準第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同号ハ中ただし書を削り

、同号を第十二号とし、第七号イの表中「別表第一」を「別表」に改め、同号口ただし書を削り、同号口の表中「（指定介護老人福祉施設基準第五十条に規定する一部ユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。」を削り、同号ハ中ただし書を削り、同号を第十一号とし、第六号の次に次の四号を加える。

七 厚生労働大臣が定める登録者の数の基準及び指定小規模多機能型居宅介護従業者の員数の基準並びに小規模多機能型居宅介護費の算定方法

イ 指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数（指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定小規模多機能型居宅介護の登録者の数及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の登録者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める登録者の数の基準	厚生労働大臣が定める小規模多機能型居宅介護費の算定方法
施行規則第三百三十一条の四の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位

登録定員を超えること。

数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における小規模多機能型居宅介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める指定小規模多機能型居宅介護従業者の員数の基準

厚生労働大臣が定める小規模多機能型居宅介護費の算定方法

指定地域密着型サービス基準第六十三条に定める員数を置いていないこと。

指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

八 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び介護従業者の員数の基準並びに認知症対応型共同生活介護費の算定方法

イ 指定認知症対応型共同生活介護の利用者の数（指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介

護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定認知症対応型共同生活介護の利用者の数及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の数の合計数）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める認知症対応型共同生活介護費の算定方法
施行規則第三百三十一条の五の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

ロ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における認知症対応型共同生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護従業者の員数の基	厚生労働大臣が定める認知症対応型共同生活
----------------------	----------------------

準	介護費の算定方法
指定地域密着型サービス基準第九十条に定める員数を置いていないこと。	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

九 厚生労働大臣が定める看護職員等の員数の基準及び地域密着型特定施設入居者生活介護費の算定方法

指定地域密着型特定施設の看護職員又は介護職員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における地域密着型特定施設入居者生活介護費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める看護職員又は介護職員の員数の基準	厚生労働大臣が定める地域密着型特定施設入居者生活介護費の算定方法
指定地域密着型サービス基準第一百十条に定める員数を置いていないこと。	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要す

る費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

十 厚生労働大臣が定める入所者の数の基準及び介護職員等の員数の基準並びに地域密着型介護福祉施設サービスの算定方法

イ 指定地域密着型介護老人福祉施設の月平均の入所者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合における地域密着型介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める入所者の数の基準	厚生労働大臣が定める地域密着型介護福祉施設サービスの算定方法
施行規則第三百三十一条の七の規定に基づき市町村長に提出した運営規程に定められている入所定員を超えること（老人福祉法第十条の四第一項第三号又は第十一条第一項第二号の規定による市町村が行った措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早い時期となったことにより、	地域密着型サービス介護給付費単位数表の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

入所定員を超えることが、やむを得ない場合にあっては入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を、当該地域密着型介護老人福祉施設に併設される指定短期入所生活介護事業所の施設を利用して地域密着型介護福祉施設サービスを提供することにより、入所定員を超えることが、要介護被保険者の緊急その他の事情を勘案してやむを得ない場合にあっては入所定員の数に百分の百五を乗じて得た数を超えること。）。

ロ 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合における地域密着型介護福祉施設サービス費及び経過的地域密着型介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準

厚生労働大臣が定める地域密着型介護福祉施設サービスの算定方法

指定地域密着型サービス基準第百三十一条に

指定地域密着型サービス等介護給付費単位数

定める員数を置いていないこと（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあっては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分（指定地域密着型サービス基準第七十一条に規定するユニット部分をいう。以下この号において同じ。）以外の部分について、指定地域密着型サービス基準第三百三十一条に定める員数の介護職員又は看護職員を置いていない場合を含む。）。	表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。
--	---

ハ 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合におけるユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費及びユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費については、同表の下欄に掲げるところにより算定する。

厚生労働大臣が定める介護職員、看護職員又は介護支援専門員の員数の基準	厚生労働大臣が定める地域密着型介護福祉施設サービスの算定方法
---	---------------------------------------

常勤換算方法で、入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いておらず、又は指定地域密着型サービス基準第三百三十一条に定める員数の介護支援専門員を置いていないこと（当該指定地域密着型介護老人福祉施設が一部ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設である場合にあっては、同条に定める員数の介護支援専門員を置いておらず、又は当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分について、常勤換算方法で、当該指定地域密着型介護老人福祉施設のユニット部分の入居者の数の合計数が三又はその端数を増すごとに一以上の介護職員又は看護職員の数を置いていない場合を含む。）。

指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の介護職員及び看護職員の配置に応じた所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する。

○厚生労働省告示第 号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第一号を次のように改める。

一 指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 単独型短期入所生活介護費又は単独型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 単独型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件

に関する基準

夜勤を行う介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の数が次のとおりであること。

- (一) 利用者の数が二十五以下の指定短期入所生活介護事業所にあつては、一以上
- (二) 利用者の数が二十六以上六十以下の指定短期入所生活介護事業所にあつては、二以上
- (三) 利用者の数が六十一以上八十以下の指定短期入所生活介護事業所にあつては、三以上
- (四) 利用者の数が八十一以上百以下の指定短期入所生活介護事業所にあつては、四以上
- (五) 利用者の数が百以上の指定短期入所生活介護事業所にあつては、四に、利用者の数が百を超えて二十五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

- (2) 単独型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

二のユニット（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第四百四十条の二に規定するユニットをいう。ロにおいて同じ。）ごとに夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が一以上であること。

- ロ 併設型短期入所生活介護費又は併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入

所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 併設型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(一) 当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス基準第二百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。

a 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が二十五以下の特別養護老人ホームにあつては、一以上

b 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が二十六以上六十以下の特別養護老人ホームにあつては、二以上

c 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が六十一以上八十以下の特別養護老人ホームにあつては、三以上

d 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が八十一以上百以下の特別養護老人ホームにあつては、四以上

e 指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数

が百一以上の特別養護老人ホームにあつては、四に、指定短期入所生活介護の利用者の数及び当該特別養護老人ホームの入所者の数の合計数が百を超えて二十五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(二) 当該指定短期入所生活介護事業所が併設事業所（指定居宅サービス基準第二百二十一条第四項に規定する併設事業所をいう。以下同じ。）である場合の指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う介護職員又は看護職員の数が次のとおりであること。

a 利用者の数が二十五以下の併設事業所にあつては、併設本体施設（指定居宅サービス基準第二百二十四条第四項に規定する併設本体施設をいう。以下同じ。）として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、一以上

b 利用者の数が二十六以上六十以下の併設事業所にあつては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、二以上

c 利用者の数が六十一以上八十以下の併設事業所にあつては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、三以上

d 利用者の数が八十一以上百以下の併設事業所にあつては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、四以上

e 利用者の数が百一以上の併設事業所にあつては、併設本体施設として必要とされる数の夜勤を行う介護職員又は看護職員に加えて、四に、利用者の数が百を超えて二十五又はその端数を増すごと一を加えて得た数以上

(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護費を算定すべき指定短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

二のユニットごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上であること。

第二号イを次のように改める。

イ 介護老人保健施設短期入所療養介護費又はユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が二以上（指定短期入所療養介護の利用者の数及び当該介護老人保健施設の入所者の数の合計数が四十以下の介護老人保健施設であつて、常時、緊急時の連絡体制を整備しているものにあつては、一以上）であること。

(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

二のユニット（指定居宅サービス基準第百五十五条の二に規定するユニットをいう。ロにおいて同じ。）ごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上であること。

第二号ロ(2)中「(Ⅳ)まで」を「(Ⅲ)まで」に改め、同号ロ中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ(2)の規定を準用する。

第三号から第五号までを次のように改める。

三 指定認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに夜勤を行う介護従業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第九十条第一項に規定する介護従業者をいう。）の数が一以上であること。ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）以下「法」という。

）第八条第十八項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）の数が三以上である場合にあつては、二の共同生活住居ごとに一以上であること。

四 指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定

すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 地域密着型介護福祉施設サービスの費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービスの費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(2)の規定を準用する。

ロ 経過的地域密着型介護福祉施設サービスの費又はユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービスの費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 経過的地域密着型介護福祉施設サービスの費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービスの費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(2)の規定を準用する。

ハ 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(2)の規定を準用する。

五 指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護福祉施設サービス費又はユニット型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職

員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(2)の規定を準用する。

ロ 旧措置入所者介護福祉施設サービス費又はユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(1)の規定を準用する。

(2) ユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費を算定すべき指定介護福祉施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(2)の規定を準用する。

第五号の次に次の五号を加える。

六 介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護保健施設サービス費又はユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(1)の規定を準用する。

- (2) ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(2)の規定を準用する。

ロ 小規模介護老人保健施設サービス費又はユニット型小規模介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

- (1) 小規模介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(1)の規定を準用する。

- (2) ユニット型小規模介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(2)の規定を準用する。

七 指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

療養型介護療養施設サービス費又はユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務

勤務条件に関する基準

第二号ロ(1)の規定を準用する。

ロ ユニット型療養型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の仕事条件に関する基準

第二号ロ(2)の規定を準用する。

ハ 夜間勤務等看護(Ⅰ)から(Ⅳ)までを算定すべき指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(3)の規定を準用する。

八 指定介護予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 単独型介護予防短期入所生活介護費又は単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号イ(1)の規定を準用する。

(2) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号イ(2)の規定を準用する。

ロ 併設型介護予防短期入所生活介護費又は併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 併設型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(1)の規定を準用する。

(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費を算定すべき指定介護予防短期入所生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第一号ロ(2)の規定を準用する。

九 指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

イ 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費又はユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1) 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(1)の規定を準用する。

- (2) ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号イ(2)の規定を準用する。

- ロ 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
- (1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(1)の規定を準用する。

- (2) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(2)の規定を準用する。

- (3) 夜間勤務等看護ⅠからⅣまでを算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

第二号ロ(3)の規定を準用する。

- 十 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準
第三号の規定を準用する。

○厚生労働省告示第 号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号）を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 一郎

別表を次のように改める。

別表

1 感染対策指導管理（1日につき） 5単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいい、介護老人保健施設及び指定居宅サービス基準附則第5条第3項により読み替えられた指定居宅サービス基準第144条に規定する基準適合診療所であるものを除く。以下同じ。）、指定介護療養型医療施設（介

護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）又は指定介護予防短期入所療養介護事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「介護予防サービス基準」という。）第187条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業所をいい、介護老人保健施設及び介護予防サービス基準附則第5条第3項により読み替えられた介護予防サービス基準第189条に規定する基準適合診療所であるものを除く。以下同じ。）において、常時感染防止対策を行う場合に、指定短期入所療養介護（指定居宅サービス基準第141条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）、指定介護療養施設サービス（法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養施設サービスをいう。以下同じ。）又は介護予防指定短期入所療養介護（介護予防サービス基準第186条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）を受けている利用者又は入院患者について、所定単位数を算定する。

2 ^{じょくそう}褥瘡対策指導管理（1日につき）

5単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準を満たす指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、常時 ^{じょくそう}褥瘡対策を行う場合に、指定短期入所療養介護、指定介護療養施設サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用

者又は入院患者（日常生活の自立度が低い者に限る。）について、所定単位数を算定する。

3 初期入院診療管理

250単位

注 指定介護療養型医療施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、入院患者に対して、その入院に際して医師が必要な診察、検査等を行い、診療方針を定めて文書で説明を行った場合に、入院中1回（診療方針に重要な変更があった場合にあっては、2回）を限度として所定単位数を算定する。

4 重度療養管理（1日につき）

120単位

注 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護療養型医療施設において、指定短期入所療養介護又は指定介護療養施設サービスを受けている利用者又は入院患者（要介護4又は要介護5に該当する者に限る。）であって別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、かつ、療養上必要な処置を行った場合に、所定単位数を算定する。

5 特定施設管理（1日につき）

250単位

注1 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、後天性免疫不全症候群の病原体に感染している利用者又は入院患者に対して、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。））において行わ

れるものを除く）、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を行う場合に、所定単位数を算定する。

- 2 個室又は2人部屋において、後天性免疫不全症候群の病原体に感染している利用者又は入院患者に対して、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を行う場合は、所定単位数に個室の場合にあっては1日につき300単位、2人部屋の場合にあっては1日につき150単位を加算する。

6 重症皮膚潰瘍^{かいよう}管理指導（1日につき） 18単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を受けている利用者又は入院患者であって重症皮膚潰瘍^{かいよう}を有しているものに対して、計画的な医学的管

理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、所定単位数を算定する。

7 薬剤管理指導

350単位

注1 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおいて、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を受けている利用者又は入院患者に対して、投薬又は注射及び薬学的管理指導を行った場合に、週1回に限り、月に4回を限度として所定単位数を算定する。

2 ^{とう}疼痛緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な薬剤の投薬又は注射が行われている利用者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数に50単位を加算する。

8 医学情報提供

イ 医学情報提供 (I)

220単位

ロ 医学情報提供 (II)

290単位

注1 イについては、診療所である指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設若しく

は指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）若しくは指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を受けている利用者若しくは入院患者の退所時若しくは退院時に、診療に基づき、別の診療所での診療の必要を認め、別の診療所に対して、当該利用者若しくは入院患者の同意を得て、当該利用者若しくは入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入院患者の紹介を行った場合又は病院である指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）若しくは指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を受けている利用者若しくは入院患者の退所時若しくは退院時に、診療に基づき、別の病院での診療の必要を認め、別の病院に対して、当該利用者若しくは入院患者の同意を得て、当該利用者若しくは入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入院患者の紹介を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、診療所である指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設若しく

は指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）若しくは指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を受けている利用者若しくは入院患者の退所時若しくは退院時に、診療に基づき、病院での診療の必要を認め、病院に対して、当該利用者若しくは入院患者の同意を得て、当該利用者若しくは入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入院患者の紹介を行った場合又は病院である指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設若しくは指定介護予防短期入所療養介護事業所が、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）若しくは指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を受けている利用者若しくは入院患者の退所時若しくは退院時に、診療に基づき、診療所での診療の必要を認め、診療所に対して、当該利用者若しくは入院患者の同意を得て、当該利用者若しくは入院患者の診療状況を示す文書を添えて当該利用者若しくは入院患者の紹介を行った場合に所定単位数を算定する。

9 理学療法（1回につき）

イ	理学療法 (Ⅰ)	180単位
ロ	理学療法 (Ⅱ)	100単位
ハ	理学療法 (Ⅲ)	50単位

注 1 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を受けている利用者又は入院患者に対して、理学療法を個別に行った場合に、当該基準に掲げる区分に従って、それぞれ所定単位数を算定し、ハについては、それ以外の指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を受けている利用者又は入院患者に対して、理学療法を個別に行った場合に算定する。

- 2 理学療法については、利用者又は入院患者 1 人につき 1 日 3 回（作業療法及び言語聴覚療法と併せて 1 日 4 回）に限り算定するものとし、その利用を開始又は入院した日から起算して 4 月を超えた期間において、1 月に合計 11 回以上行った場合は、11 回目以降のものについては、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定する。
- 3 病棟等において ADL の自立等を目的とした理学療法 (I) 又は理学療法 (II) を算定すべき理学療法を行った場合は 1 回につき 30 単位を所定単位数に加算する。
- 4 理学療法 (I) 又は理学療法 (II) に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、医師、看護師、理学療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき理学療法 (I) 又は理学療法 (II) を算定すべき理学療法を行った場合に、利用者が理学療法を必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設を退院若しくは退所した日又は法第 27 条第 1 項に基づく要介護認定若しくは法第 32 条第 1 項に基づく要支援認定を受けた日から初めて利用した月に限り、1 月に 1 回を限度として所定単位数に 480 単位を加算する。ただし、作業療法の注 4 の規定により加算する場合はこの限りでない。
- 5 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、理学療法

士等が指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟において、基本的動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るための日常動作の訓練及び指導を月2回以上行った場合は、1月に1回を限度として所定単位数に300単位を加算する。ただし、作業療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。なお、当該加算の対象となる訓練及び指導を行った日については、所定単位数は算定しない。

- 6 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の理学療法士を2名以上配置し、理学療法(I)を算定すべき理学療法を行った場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算する。

10 作業療法（1回につき）

180単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を受けている利用者又は入院患者に対して、作業療法を個別に行った場合に、所定単位数を算定する。

- 2 作業療法については、利用者又は入院患者 1 人につき 1 日 3 回（理学療法及び言語聴覚療法と併せて 1 日 4 回）に限り算定するものとし、その利用を開始又は入院した日から起算して 4 月を超えた期間において、1 月に合計 11 回以上行った場合は、11 回目以降のものについては、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定する。
- 3 病棟等において ADL の自立等を目的とした作業療法を算定すべき作業療法を行った場合は 1 回につき 30 単位を所定単位数に加算する。
- 4 作業療法に係る別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、医師、看護師、作業療法士等が共同してリハビリテーション計画を策定し、当該リハビリテーション計画に基づき作業療法を算定すべき作業療法を行った場合に、利用者が作業療法を必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設を退院若しくは退所した日又は法第 27 条第 1 項に基づく要介護認定若しくは法第 32 条第 1 項に基づく要支援認定を受けた日から初めて利用した月に限り、1 月に 1 回を限度として所定単位数に 480 単位を加算する。ただし、理学療法の注 4 の規定により加算する場合はこの限りでない。
- 5 指定短期入所療養介護事業所又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、作業療法

士等が指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護を行う病棟において、基本的動作能力又は応用的動作能力若しくは社会的適応能力の回復を図るための日常動作の訓練及び指導を月2回以上行った場合は、1月に1回を限度として所定単位数に300単位を加算する。ただし、理学療法の注5の規定により加算する場合はこの限りでない。なお、当該加算の対象となる訓練及び指導を行った日については、所定単位数は算定しない。

- 6 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の作業療法士を2名以上配置して作業療法を算定すべき作業療法を行った場合に、1回につき35単位を所定単位数に加算する。

11 言語聴覚療法（1回につき）

180単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を受けている利用者又は入院患者に対して、言語聴覚療法を個別に行った場合に、所定単位数を算定する。

2 言語聴覚療法については、利用者又は入院患者 1 人につき 1 日 3 回（理学療法及び作業療法と併せて 1 日 4 回）に限り算定するものとし、その利用を開始又は入院した日から起算して 4 月を超えた期間において、1 月に合計 11 回以上行った場合は、11 回目以降のものについては、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定する。

3 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、専従する常勤の言語聴覚士を 2 名以上配置して言語聴覚療法を行った場合に、1 回につき 35 単位を所定単位数に加算する。

12 摂食機能療法（1 日につき）

185 単位

注 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）又は指定介護予防短期入所療養介護（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を受けている利用者又は入院患者であって摂食機能障害を有するものに対して、摂食機能療法を 30 分以上行った場合に、1 月に 4 回を限度として所定単位数を算定する。

13 リハビリテーションマネジメント（1 日につき）

25 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、指定介護療養施

設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を受けている入院患者に対して、理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を行った場合に、所定単位数を算定する。

14 短期集中リハビリテーション（１日につき） 60単位

注 指定介護療養型医療施設において、指定介護療養施設サービス（老人性認知症疾患療養病棟において行われるものを除く。）を受けている入院患者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、その入院した日から起算して３月以内の期間に集中的に理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、この場合において、リハビリテーションマネジメントを算定していない場合は、算定しない。

15 精神科作業療法（１日につき） 220単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護、指定介護療養施設サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入院患者に対して、精神科作業療法を行った場合に、所定単位数を算定する。

16 認知症老人入院精神療法（1週間につき）

330単位

注 指定短期入所療養介護事業所、指定介護療養型医療施設又は指定介護予防短期入所療養介護事業所において、指定短期入所療養介護、指定介護療養施設サービス又は指定介護予防短期入所療養介護を受けている利用者又は入院患者に対して、認知症老人入院精神療法を行った場合に、所定単位数を算定する。

○厚生労働省告示第 号

厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数（平成十二年厚生省告示第三十号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等（平成十二年厚生省告示第三十号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第七号中イを削り、同号口中「理学療法(Ⅱ)」を「理学療法(Ⅰ)」に改め、同号中ロをイとし、同号ハ中「作業療法(Ⅱ)」を「作業療法」に改め、同号中ハをロとし、同号ニ中「理学療法(Ⅲ)」を「理学療法(Ⅱ)」に改め、同号中ニをハとする。

第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 リハビリテーションマネジメントの基準

イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。
ロ 入院患者ごとのリハビリテーション実施計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士がリハビリテーションを行っているとともに、入院患者の状態を定期的に記録していること。

ハ 入院患者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ニ リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護職員、介護職員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

○厚生労働省告示第 号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十三条第二項及び第五十五条第二項の規定に基づき、居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額（平成十二年厚生省告示第三十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

題名を次のように改める。

居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額

第一号中「居宅介護サービス費区分支給限度基準額」を「居宅介護サービス費等区分支給限度基準額」に、「又はこれに相当するサービス」を「若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス」に改め、同号中ホをへとし、イからニまでをロからホまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 経過的要介護 六千百五十単位

第二号を次のように改める。

二 介護予防サービス費等区分支給限度基準額は、居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）が受ける介護予防サービス若しくはこれに相当する

サービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスについて算定される単位数の合計が次に掲げる要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数に至るまで居宅要支援被保険者が介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス又は地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを受けることができる額とする。

イ 要支援一 四千九百七十単位

ロ 要支援二 一万四百単位

備考中「又は居宅支援サービス費」を「若しくは地域密着型介護サービス費又は介護予防サービス費若しくは地域密着型介護予防サービス費」に、「。以下「指定居宅サービス費用算定基準」を「及び指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）（以下「指定居宅サービス費用算定基準等」）に、「又は特例居宅支援サービス費」を「若しくは特例地域密着型介護サービス費又は特例介護予防サービス費若しくは特例地域密着型介護予防サービス費」に、「指定居宅サービス費用算定基準」を「指定居宅サービス費用算定基準等」に改める。

○厚生労働省告示第 号

厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成十一年厚生省告示第九十九号）第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

北海道の項中

歌志内市

を

函館市	恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新恵山町、絵紙山町、新八幡町、新浜町及び銚子町
名寄市	風連町
歌志内市	
伊達市	大滝区

に、

大成町

字太田、字富磯、字上浦、字都、字

森町

字砂原西一丁目、字砂原西二丁目、
字砂原西三丁目、字砂原西四丁目、
字砂原西五丁目、字砂原一丁目、字
砂原二丁目、字砂原三丁目、字砂原
四丁目、字砂原五丁目、字砂原六丁
目、字砂原東一丁目、字砂原東二丁
目、字砂原東三丁目、字砂原東四丁
目、字砂原東五丁目、字砂原原野四
線、字砂原原野五線、字砂原原野六
線、字砂原原野七線及び字砂原原野
八線

砂原町

楳法華村

に、

を

北
竜
町

せたな町
大成区太田、大成区富磯、大成区上浦、大成区都、大成区本陣、大成区久遠、大成区花歌、北檜山区西丹羽、北檜山区丹羽、北檜山区東丹羽、北檜山区小倉山、北檜山区松岡、北檜山区徳島、北檜山区愛知、北檜山区兜野、北檜山区豊岡、北檜山区北檜山及び瀬棚区

に、

瀬棚町	北檜山町	
本陣、字久遠及び字花歌	字西丹羽、字丹羽、字東丹羽、字小倉山、字松岡、字徳島、字愛知、字兜野、字豊岡及び北檜山	

を

鵠 川 町

を

安 平 町	洞 爺 湖 町	厚 真 町
	岩屋、香川、財田、富丘及び伏見	洞爺町、旭浦、大原、川東、成香、

に、

厚 真 町	追 分 町	早 来 町

を

北 竜 町

に、
「洞爺村」を「大空町」に、

女 満 別 町	風 連 町

を

むかわ町	日高町
	富川北、字平賀、字福満、富川東、字富浜、富川南、富川西、富川駒丘、門別本町、字緑町、字幾千世、字庫富、字広富、字豊郷、字旭町、字豊田、字美原、字厚賀町、字賀張、字清畠、字正和及び字三和

に、

忠類村

を

幕別町
忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類元忠類、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩

に、

成

厚
岸
町

太田、太田南、大字太田村（字片無去及び南片無去の地域に限る。）、大字苫多村、字白浜町（十四番地及び七十七番地の地域に限る。）、字宮園町（百四十九番地から百八十番地まで及び百八十六番地から百九十四番地までの地域に限る。）及び大字別寒辺牛村

厚
岸
町

太田一の通り、太田二の通り、太田三の通り、太田四の通り、太田五の通り、太田六の通り、太田七の通り、太田八の通り、太田九の通り、太田東、太田西、太田北、乙幌、太田

を

宏陽、サツテベツ、大別、セタニウ
シ、大字大田村十六番地、太田南、
片無去、上尾幌（国有地の一部に限
る。）、門静四丁目、字白浜町（七
十七番地一から七十七番五、七十
七番地八から七十七番地三十六、七
十七番地三十八から七十七番地九十
二、七十七番地九十六から七十七番
地二百七十七、七十八番地一から七
十八番地六、七十九番地、八十番地
、八十一番地に限る。）、字宮園町
（百七十七番地四、百八十五番地一
、百八十五番地二、百八十六番地一
から百八十六番地五、百八十七番地
一から百八十七番地十一、百八十七
番地十三から百八十七番地五十七、

百九十一番地一、百九十一番地三から百九十一番地六、百九十一番地八から百九十一番地五十八、百九十二番地一から百九十二番地十、百九十三番地一から百九十三番地十一、百九十三番地十六から百九十三番地二百十二、百九十三番地二百三十、百九十三番地二百三十二から百九十三番地二百四十八、百九十三番地二百五十から百九十三番地二百五十四、百九十三番地二百五十六から百九十三番地二百七十六、百九十四番地一から百九十四番地七十一、百九十四番地七十四から百九十四番地百六十九、百九十四番地百七十一から百九十四番地二百五十七、百九十四番地

二百六十から百九十四番地二百七十五二百五番地、二百六番地一から二百六番地三、二百七番地、二百八番地、二百九番地一から二百九番地三、二百十番地、二百十一番地、二百十二番地、二百十三番地、二百十四番地、二百十五番地、二百十六番地に限る。）、サンヌシ及び字住の江町（十一番地一、十一番地三から十一番地九、十一番地十二、十一番地四十五、十一番地八十、十一番地百十六、十一番地百十七、十一番地百二十から十一番地百二十二、十一番地百二十五、十一番地百二十七から十一番地百二十九、十一番地百三十二から十一番地百三十七、十一番地

に改める。

百四十、十一番地百五十八、十一番地百五十九、十一番地百六十四から十一番地百七十六、十一番地百七十九から十一番地百八十五、十一番地百九十から十一番地百九十四、十一番地百九十六、十一番地百九十七、十一番地二百二から十一番地二百四十八、十一番地二百五十七、十一番地二百五十九、十一番地二百六十三、十一番地二百七十六から十一番地二百八十三、十一番地二百八十五、十一番地三百一から十一番地三百三、十一番地三百五十九、十一番地三百七十三から十一番地三百七十七、十一番地三百八十一から十一番地三百八十六、十一番地三百八十八から

十一番地三百九十一、十一番地三百九十三、十一番地三百九十五、十一番地三百九十九から十一番地四百二、十一番地四百四から十一番地四百六、十一番地四百八から十一番地四百十、十一番地四百十一の一部、十一番地四百十二から十一番地四百十四、十一番地四百十八から十一番地四百二十三、十一番地四百二十八、十一番地四百四十から十一番地四百四十四、十一番地四百六十三、十一番地四百六十四、十一番地四百六十八から十一番地四百七十五、十一番地四百八十一、十一番地四百八十四から十一番地四百九十八、十一番地五百から十一番地五百九、十一番地

五百十六、十一番地五百十七、十一番地五百二十から十一番地五百二十三、十一番地五百二十五、十一番地五百二十六、十一番地五百二十七の一部、十一番地五百二十八から十一番地五百三十三、十一番地五百三十六、十一番地五百三十七、十一番地五百三十九から十一番地五百四十五、十一番地八百九十四に限る。）
--

岩手県の項を次のように改める。

岩手県	盛岡市
上米内（字白石、字小浜及び字畑十一番地から三十六番地までの地域に限る。）、新庄（字上八木田、字下八木田、字銭掛及び字小貝沢の地域に限る。）、浅岸（字元信の地域に	

「

宮城県の項中

限る。）、黒川（一地割から三地割までの地域に限る。）、手代森（一地割及び十八地割の地域に限る。）、大ヶ生（一地割、二地割、八地割、九地割、十三地割から十七地割まで、二十三地割、二十七地割、二十八地割、三十地割及び三十一地割の地域に限る。）、乙部（一地割の地域に限る。）、玉山区馬場（字前田、字高木、字赤坂、字太子堂、字葛巻及び字川久保の地域に限る。）

丸森町	宮崎町	栗駒町
耕野及び大張	小泉、木舟、谷地森、鳥嶋、鳥屋ヶ崎、孫沢、米泉、君ヶ袋及び沼ヶ袋	耕英及び大峰

を

栗原市	栗駒耕英及び栗駒大峰
丸森町	耕野及び大張
加美町	小泉、木舟、谷地森、鳥嶋、鳥屋ヶ崎、孫沢、米泉、君ヶ袋及び沼ヶ袋

に改める。

秋田県の項中「鳥海町」を「由利本荘市」に改める。

栃木県の項中「栗野町」を「鹿沼市」に、「大字久野、大字深程及び大字北半田」を「深程」に改める。

新潟県の項を次のように改める。

新潟県	十日町市	昴平、儀明、小池、田野倉、名平、室野、蒲生、木和田原、仙納、峠、福島、松之山、松之山光間、松之山新山、松之山水梨、松之山小谷、松之山大荒戸、松之山松口、松之山三桶、松之山沢口、松之山猪之名、松
-----	------	--

	糸魚川市	上越市	阿賀町	津南町
之山藤内名、松之山橋詰、松之山坂下、松之山観音寺、松之山古戸、松之山湯山、松之山湯本、松之山黒倉、松之山天水越、松之山天水島、松之山藤倉、松之山中尾、松之山東川、松之山上鰾池、松之山下鰾池、松之山五十子平、松之山上坪野、松之山赤倉、松之山東山及び浦田	大字御前山及び大字市野々	安塚区		大字秋成、大字穴藤、大字結束、大字大赤沢、大字上郷大井平、大字上郷子種新田、大字上郷宮野原、大字上郷寺石、大字上郷上田、大字芦ヶ崎、大字赤沢、大字谷内、大字中深

石川県の項中

朝日村	
見、大字外丸及び大字三箇	大字寺尾、大字宮ノ下、大字下中島、大字鵜渡路、大字上野、大字川端、大字猿沢、大字桧原及び大字板屋
越	

輪島市
町野町、里町、名舟町、白米町、野田町、尊利地町、小田屋町、忍町、東印内町、西院内町、渋田町、西山町、東山町

輪島市
町野町、里町、名舟町、白米町、野田町、尊利地町、小田屋町、忍町、東印内町、西院内町、渋田町、西山町、東山町、門前、清水、走出、和田、高根尾、本市、栃木、深田、広

を

白山市	尾口村	
尾添、女原、釜谷、五味島、瀬戸、鵜ヶ谷、荒谷、東二口及び深瀬		瀬、日野尾、鬼屋、館、広岡、西中尾、小滝、上河内、猿橋、小石、植戸、風原、赤神、飯川谷、池田、入山、窵、上代、江崎、大釜、大切、大泊、鍛冶屋、久川、北川、切狭、木原月、黒岩、腰細、小山、是清、椎木、神明原、白禿、新町分、清沢、千代、滝町、館分、劔地、中田、西中谷、馬場、藤浜、二又、馬渡、南、山是清、渡瀬、大生、鹿磯、勝田、道下、深見、六郎木及び黒島町

に、

を

に、

富 来 町	門 前 町
酒見、大福寺、稲敷、栢木、香能、 福浦港、赤崎、小窪、鹿頭、笹波及 び前浜	門前、清水、走出、和田、高根尾、 本市、栃木、深田、広瀬、日野尾、 鬼屋、館、広岡、西中尾、小滝、上 河内、猿橋、小石、植戸、風原、赤 神、飯川谷、池田、入山、窈、上代 、江崎、大釜、大切、大泊、鍛冶屋 、久川、北川、切狭、木原月、黒岩 、腰細、小山、是清、椎木、神明原 、白禿、新町分、清沢、千代、滝町 、館分、劔地、中田、西中谷、馬場 、藤浜、二又、馬渡、南、山是清、 渡瀬、大生、鹿磯、勝田、道下、深

を

見、六郎木及び黒島町

志賀町

酒見、大福寺、稲敷、栢木、香能、
福浦港、赤崎、小窪、鹿頭、笹波及
び前浜

に、「内浦町」を「能登町」に、「長尾」

を「内浦長尾」に改める。

山梨県の項を次のように改める。

山梨県		
甲府市	甲斐市	富士河口湖町
古関町、梯町	菅口及び福沢	精進、本栖、富士嶺

長野県の項中「大字平」を「平」に、

更埴市

大字桑原（字篠山、字志の山、字大
久保、字いちごば、字山崎、字上日

静岡県
の項中

島田市	伊久身及び千葉
天竜市	横川（九百六十八番地から千三百八十番地までの地域に限る。）

を

麻績村	
筑北村	坂北

に、

坂北村		向、字下日向、字権次郎、字西日向、字ならを、字山ノ神、字久保田、字前田、字東前田、字向山、字大門、字糠塚、字佐野山、字沓打平、字峠、字二ノ澤、字古屋、字熊久保、字ナメ澤及び字田原山の地域に限る。
麻績村		

を

川根町	家山、抜里及び葛籠
佐久間町	佐久間、中部、半場

を

浜松市	横川（九百六十八番地から千三百八十番地までの地域に限る。）佐久間町佐久間、佐久間町中部及び佐久間町半場
沼津市	井田及び舟山
島田市	伊久身及び千葉
伊豆市	土肥（字平石の地域に限る。）及び小土肥（字石上の地域に限る。）

に、

戸田村	井田及び舟山
土肥町	土肥（字平石の地域に限る。）及び小土肥（字石上の地域に限る。）

川根町 家山、抜里及び葛籠

に改める。

愛知県の項中

下山村	大字田代、大字田折、大字蕪木及び大字蘭村
-----	----------------------

を

豊田市	下山田代町、田折町、蕪木町及び蘭町（大向、皿田、下海道、下洞、神田、新田、西洞、狭田、花ノ木、平岩及び分里の地域に限る。）
新城市	乗本

に、

「大字田口、大字清崎、大字荒尾、大字和市、大字小松、大字長江、大字八橋及び大字松戸」を「田口、清崎、荒尾、和市、小松、長江、八橋及び松戸」に、

東栄町	大字本郷、大字奈根、大字下田及び大字川角
鳳来町	大字乗本

を

東 栄 町	大字本郷、大字奈根、大字下田及び 大字川角
-------------	--------------------------

に改める。

兵庫県の項中「夢前町」を「姫路市」に、「山之内」を「夢前山之内」に、「高長」を「夢前高長」に、

佐 用 町	佐用、平福及び江川
上 月 町	力万、須安、宇根、西大畠、小日山、目高、寄延、上月、仁位及び早瀬
南 光 町	多賀、中島、米田、小山、安川、土井、宝蔵寺及び下徳久（字下川、字上宿向ヒ、字下宿前及び字九郎右エ門殿の地域に限る。）
浜 坂 町	赤崎、和田、三尾、諸寄、釜屋及び居組
温 泉 町	切畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩

を

山及び飯野

佐用町	新温泉町
佐用、平福、江川、力万、須安、宇根、西大畠、小日山、目高、寄延、上月、仁位、早瀬、多賀、中島、米田、小山、安川、土井、宝蔵寺、下徳久、林崎、東徳久、西徳久及び平松	赤崎、和田、三尾、諸寄、釜屋、居組、切畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山及び飯野

に改める。

和歌山県の項中「清水町」を「有田川町」に改める。

鳥取県の項中「八東町」を「八頭町」に改め、「大字」を削る。

島根県の項を次のように改める。

島根県 浜田市 三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町

岡山県の項を次のように改める。

江津市	川本町	邑南町	
西河内、三隅町岡見、三隅町井野、三隅町室谷及び三隅町芦谷	桜江町市山、桜江町今田、桜江町江尾及び桜江町後山（後山上及び後山下の地域に限る。）	大字川本、大字因原、大字都賀行、大字三原、大字田窪、大字南佐木及び大字北佐木	矢上

岡山県	
高梁市	美咲町
川上町地頭、川上町七地、川上町三沢、川上町領家、川上町吉木、川上町臘数、備中町志藤用瀬、備中町布瀬、備中町長屋及び備中町布賀	上口、小山、枋原、中埴和、東埴和

及び西

広島県の項を次のように改める。

広島県	
東広島市	安芸高田市
豊栄町清武、豊栄町鍛冶屋、豊栄町安宿、豊栄町別府、豊栄町乃美、豊栄町清武西及び豊栄町能良	吉田町中馬、吉田町上入江、吉田町下入江、吉田町小山、吉田町長屋、吉田町桂、甲田町高田原（字女鳥、字馬通、字恩田、字暮坪、字甲角、字観音石、字下杉、字上杉、字明光山及び字仁伍山の地域に限る。）及び甲田町上小原（字西ヶ迫、字小井逸、字百畦、字小山、字原田、字鹿渡、字温田、字城田原、字大反田、字立岩、字寺迫、字堀迫、字向山、

山口県の項を次のように改める。

北 広 島 町	安 芸 太 田 町	
新郷、新都、寺原、石井谷、古保利、今田、今吉田、阿坂及び吉木	大字加計、大字戸河内、大字田吹、大字吉和郷、大字遊谷、大字土居、大字打梨、大字那須、大字横川、大字柴木、大字川手、大字梶ノ木、大字板ヶ谷、大字松原、大字小板、大字寺領、大字上殿、大字猪山及び大字平見谷	字黒平、字大谷、字大土山、字小南、字柳逸、字池の内、字蔭近、字槇之本、字中迫、字古神出、字先迫、字切谷、字前平及び字重宏山の地域に限る。)

山口県	
岩国市	美川町小川、美川町四馬神及び美川町添谷
長門市	油谷津黄、油谷後畑、油谷角山、油谷向津具下、油谷向津具上、油谷川尻及び油谷蔵小田

徳島県の項中「三加茂町」を「東みよし町」に改める。

高知県の項中「香北町」を「香美市」に、「吉野、小川、葦生野、美良布、下野尻、太郎丸、萩野、岩改、橋川野及び日ノ御子」を「香北町吉野、香北町小川、香北町葦生野、香北町美良布、香北町下野尻、香北町太郎丸、香北町萩野、香北町岩改、香北町橋川野及び香北町日ノ御子」に、「吾川村」を「仁淀川町」に、

窪川町	興津
葉山村	新土居、三間川、樺ノ川、西谷、姫野々、久保川、貝ノ川、永野、西谷川ノ内及び貝ノ川床鍋

を

津野町	新土居、三間川、樺ノ川、西谷甲、姫野々、久保川、貝ノ川、永野、西谷乙及び貝ノ川床鍋
四万十町	興津

に改める。

豊前市	大字中川底（八百三十四番地の一から千八百五十一番地までの地域に限る。）
嘉穂町	大字千手（字長野の地域に限る。） 、大字泉河内（字ヲムカイ、字ウト、字山ノ下、字油、字高畑及び字栗野の地域に限る。）、大字才田（字川渕、字ムカエハル、字上ノ原、字下ノトリ及び字柴原の地域に限る。） 及び大字桑野（字倉谷、字市野及び字山瀬川の地域に限る。）

福岡県の項中

筑穂町

大字内住（字大野、字白坂、字原、字払ノ谷、字十郎、字用意の元、字久保山、字浦ノ谷、字福ヶ谷、字久保山前、字古屋敷、字兎山、字赤松尾及び字鍛冶木屋の地域に限る。）
、大字山口（字米の山、字茜屋、字アラ谷、字飯田、字啞ヶ谷、字ヲジト、字河原、字勘四郎、字コノヲ、字城山、字城ノ山、字新開、字地藏ヶ原、字下木屋、字尻ノ谷、字高塚、字竹ノ尾、字堂田、字峠、字松葉、字宮ノ脇、字六反田、字道官、字梨木原、字墓ノ尾、字橋ヶ下、字平原、字仏田、字堀田及び字前田の地域に限る。）
、大字弥山（字水上、字坂ノ下、字大山口、字大塚、字大

を

	石道、字コボシキ、字小山口、字鳥越、字七曲、字仁田尾、字萩の迫、字畑川及び字広畑の地域に限る。）及び大字桑曲（字前田、字牧ノ内、字ホリ田、字八郎四、字神ノ後、字上ノ浦、字ヲナシ、字薄ヶ藪及び字上ノ山の地域に限る。）

飯塚市	内住（字大野、字白坂、字原、字払ノ谷、字十郎、字用意の元、字久保山、字浦ノ谷、字福ヶ谷、字久保山前、字古屋敷、字兎山、字赤松尾及び字鍛冶木屋の地域に限る。）、山口（字米の山、字茜屋、字アラ谷、字飯田、字啞ヶ谷、字ヲジト、字河原、字勘四郎、字
-----	--

コノヲ、字城山、字城ノ山、字新
開、字地藏ヶ原、字下木屋、字尻
ノ谷、字高塚、字竹ノ尾、字堂田
、字峠、字松葉、字宮ノ脇、字六
反田、字道官、字梨木原、字墓ノ
尾、字橋ヶ下、字平原、字仏田、
字堀田及び字前田の地域に限る。
）、弥山（字水上、字坂ノ下、字
大山口、字大塚、字大石道、字コ
ボシキ、字小山口、字鳥越、字七
曲、字仁田尾、字萩の迫、字畑川
及び字広畑の地域に限る。）及び
桑曲（字前田、字牧ノ内、字ホリ
田、字八郎四、字神ノ後、字上ノ
浦、字ヲナシ、字薄ヶ藪及び字上
ノ山の地域に限る。）

に、
「築城町」を「築上町」に改める。

豊前市	大字中川底（八百三十四番地の一から千八百五十一番地までの地域に限る。）
嘉麻市	千手（字ナカノの地域に限る。） 、泉河内（字ヲムカイ、字ウト、字山ノ下、字油、字高畑及び字栗野の地域に限る。）、才田（字川渚、字ムカエハル、字上ノ原、字下ノトリ及び字柴原の地域に限る。）及び桑野（字倉谷、字イチノ及び字山セ川の地域に限る。）

熊本県の項を次のように改める。

熊本県	八代市	坂本町（坂本、荒瀬、葉木、鎌瀬、中津道及び市ノ俣の地域に限る。） 及び東陽町小浦（内の原及び箱石の
-----	-----	--

山都町	
井無田、大平、高月、郷野原、鶴ヶ田、仏原及び安方	地域に限る。）

宇佐市	野津市
大字東谷（字刈田、字大岩ヶ迫、字長畑ヶ、字下出羽、字丸畑ヶ、字鑑ノ口、字桑畑ヶ、字桑ヶ谷、字峠ノ下、字山中、字津川、字西畑、字大平、字尾原、字迫ノ口、字向ノ田及び字福原の地域に限る。）、大字老松（字鼻操石、字城ヶ平、字下陣、字上引田、字上坪、字上百田、字原口及び字小野平の地域に限る。）及び大字東谷（字高野、字山ノ迫、字祓処、字谷ノ子、字中ゾノ、字前田	

大分県の項中

を

	緒方町
、字石ヶ迫、字引明、字神割、字後ヶ谷、字久保田、字清水ノ元、字野中、字長迫、字柳田、字長羽山、字新地、字水ヶ谷、字板ヶ迫及び字垣河内の地域に限る。）	大字上冬原、大字徳田、大字中野、大字大石、大字木野、大字冬原、大字下徳田、大字柚木及び大字上年野

臼杵市	野津町大字東谷（字刈田、字大岩ヶ迫、字長畑ヶ、字下出羽、字丸畑ヶ、字鎧ノ口、字桑畑ヶ、字桑ヶ谷、字峠ノ下、字山中、字津川、字西、字大平、字尾原、字迫ノ口、字向ノ田、字福原、字高野、字山ノ迫、字祓処、字谷ノ子、字中ゾノ、字前田
-----	--

	宇佐市	、字石ヶ迫、字引明、字神割、字後ヶ谷、字久保田、字清水ノ元、字野中、字長迫、字柳田、字長羽山、字新地、字水ヶ谷、字板ヶ迫及び字垣河内の地域に限る。）、野津町大字老松（字鼻操石、字城ヶ平、字下陣、字上引田、字上坪、字上百田、字原口及び字小野平の地域に限る。）
豊後大野市	大字正覚寺及び大字熊	緒方町上冬原、緒方町徳田、緒方町中野、緒方町大石、緒方町木野、緒方町冬原、緒方町下徳田、緒方町柚木及び緒方町上年野

に、

「字削減岩」を「字削減岩」に、「字広登り」を「字広登」に、「字龍明」を「字竜門」に改める。

○厚生労働省告示第 号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年三月 日

厚生労働大臣 川崎 二郎

厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数

一 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数

イ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の特定施設入居者生活介護費の注１の厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービ

スの単位数は、別表第一に定めるとおりとする。

ロ 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注１の厚生労働大臣の定める限度単位数は、要介護状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。

(1) 経過的要介護 六千五百五単位

(2) 要介護一 一万六千六百八十九単位

(3) 要介護二 一万八千七百二十六単位

(4) 要介護三 二万七千六百十三単位

(5) 要介護四 二万二千八百単位

(6) 要介護五 二万四千八百六十七単位

二 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数

イ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防特定施設入居者生活介護費の注１の厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数は、別表第二に定めるとおりとする。

ロ 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の注１の厚生

労働大臣の定める限度単位数は、要支援状態区分に応じてそれぞれ次に掲げる単位数とする。

(1) 要支援Ⅰ 四千九百七十単位

(2) 要支援Ⅱ 一万四百単位

別表第一

1 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費（１日につき） 84単位

注 利用者に対して、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第192条の3第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。）が、基本サービス（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する基本サービスをいう。）を行った場合に算定する。

2 訪問介護

イ 身体介護が中心である場合

(1) 所要時間15分未満の場合 90単位

(2) 所要時間15分以上 1 時間30分未満の場合 180単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに90単位を加算した単位数

(3) 所要時間 1 時間30分以上の場合 577単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間15分

を増すごとに37単位を加算した単位数

ロ 生活援助が中心である場合

(1) 所要時間15分未満の場合 45単位

(2) 所要時間15分以上 1 時間15分未満の場合 90単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに45単位を加算した単位数

(3) 所要時間 1 時間15分以上の場合 270単位

ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 90単位

注1 利用者に対して、指定訪問介護（指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する受託居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

2 イについては、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

3 ロについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。

）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

4 ハについては、利用者に対して、通院等のため、当該事業者の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に1回につき所定単位数を算定する。

5 厚生労働大臣が定める者等（平成12年厚生省告示第23号。以下「定める者等」という。）第1号に規定する者が、指定訪問介護を行った場合には算定しない。

3 訪問入浴介護

利用者に対して、指定訪問入浴介護（指定居宅サービス基準第44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者の看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護を行った場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費（以下「訪問入浴介護費」という。）に100分の90を乗じて得た

単位数を算定する。なお、訪問入浴介護費の注 1 から注 5 までについては適用しない。

4 訪問看護

通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍^{しゅよう}その他定める者等第 3 号に規定する疾病等の患者を除く。）に対して、指定訪問看護（指定居宅サービス基準第 59 条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が、その主治の医師の指示（指定訪問看護ステーション（指定居宅サービス基準第 60 条第 1 項第 1 号に規定する指定訪問看護ステーションをいう。以下同じ。）にあっては、主治の医師が交付した文書による指示）及び訪問看護計画書（指定居宅サービス基準第 70 条第 1 項に規定する訪問看護計画書をいう。以下同じ。）に基づき、指定訪問看護を行った場合には、現に要した時間ではなく、訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定訪問看護を行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費（以下「訪問看護費」という。）に 100 分の 90 を乗じて得た単位数を算定する（所要時間が 20 分未満のものについては、指定訪問看護が夜間若しくは早朝又は深夜に行われる場合に限り、算定する。）。ただし、指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。なお、訪問看護費の注 1 から注 6 まで及び注 8 については適用しない。

イ 所要時間30分未満の場合 383単位

ロ 所要時間30分以上 1 時間未満の場合 747単位

5 指定訪問リハビリテーション（1日につき）

通院が困難な利用者に対して、指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定訪問リハビリテーションを行った場合には、指定居宅サービス介護給費費単位数表の訪問リハビリテーション費（以下「訪問リハビリテーション費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、訪問リハビリテーション費の注1から注4までについては適用しない。

6 指定通所介護

イ 利用者に対して、指定通所介護（指定居宅サービス基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者（以下この号において「指定通所介護受託居宅サービス事業者」という。）が、厚生労働大臣が定める施設基準（平成12年厚生省告示第26号。以下「施設基準」という。）第1号イ又はロに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所（指定居宅サービス基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）において、指定通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介

護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画（指定居宅サービス基準第99条第1項に規定する通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費（以下「通所介護費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第9号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所介護を行う場合は、通所介護費のイ(1)又はロ(1)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。

ロ 利用者（定める者等第8号に規定する者に限る。）に対して、指定通所介護受託居宅サービス事業者が、施設基準第1号ハに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養通所介護事業所（指定居宅サービス基準第105条の4第1項に規定する指定療養通所介護事業所をいう。）において、指定療養通所介護（指定居宅サービス基準第105条の2に規定する指定療養通所介護をいう。以下同じ。）を行った場合には、現に要した時間ではなく、療養通所介護計画（指定居宅サービス基準第105条の12第1項に規定する療養通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定療養通所介護を行うのに要する標準的な時間で、通所介護費のハの所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

ハ イ及びロについては、通所介護費の注1から注11までについては適用しない。

7 指定通所リハビリテーション

利用者に対して、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者が、指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。）において、指定通所リハビリテーションを行った場合には、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画（指定居宅サービス基準第115条第1項に規定する通所リハビリテーション計画をいう。）に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間で、指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費（以下「通所リハビリテーション費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第9号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定通所リハビリテーションを行う場合は、通所リハビリテーション費のイの所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。なお、通所リハビリテーション費の注1から注12までは適用しない。

8 指定福祉用具貸与（1月につき）

利用者に対して、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者が、指定福祉用具貸与を行った場合には、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定特定施設の所在地に適用される特定施設入居者

生活介護の1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た単位数）を算定する。なお、指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注1及び注3については適用しない。

9 指定認知症対応型通所介護

利用者に対して、指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第41条に規定する指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者が、施設基準第17号に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）において、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型サービス基準第52条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費（以下「認知症対応型通所介護費」という。以下同じ。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただ

し、定める者等第9号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、認知症対応型通所介護費のイ(1)(一)若しくは(2)(一)又はロ(1)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。なお、認知症対応型通所介護費の注1から注8までについては適用しない。

別表第二

1 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護基本サービス費（1日につき） 63単位

注 利用者に対して、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第254条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。）が、基本サービス（指定介護予防サービス基準第253条に規定する基本サービスをいう。）を行った場合に算定する。

2 指定介護予防訪問介護（1月につき）

利用者に対して、指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者（指定介護予防サービス基準第253条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（定める

者等第1号に規定する者を除く。)が、指定介護予防訪問介護を行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問介護費（以下「介護予防訪問介護費」という。）の注1のイからハまでの区分に応じ、介護予防訪問介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問介護費の注1から注5までについては適用しない。

3 指定介護予防訪問入浴介護

利用者に対して、指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス基準第46条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者の看護職員1人及び介護職員1人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費（以下「介護予防訪問入浴介護費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問入浴介護費の注1から注5までについては適用しない。

4 指定介護予防訪問看護

通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍^{しゅよう}その他定める者等第3号に規定する疾病等の患者を除く。）に対して、指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス基準第62条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者の看護師等が、その主治の医師の指示（指定介護予防訪問看護ステーション（指定介護予防サービス基準第63条第1項第1号に規定

する指定介護予防訪問看護ステーションをいう。以下同じ。) にあつては、主治の医師が交付した文書による指示) 及び介護予防訪問看護計画書(指定介護予防サービス基準第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。以下同じ。) に基づき、指定介護予防訪問看護を行った場合には、現に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定介護予防訪問看護を行うのに要する標準的な時間で、指定介護予防サービス介護給費単位数表の介護予防訪問看護費(以下「介護予防訪問看護費」という。以下同じ。) に100分の90を乗じて得た単位数を算定する(所要時間が20分未満のものについては、指定介護予防訪問看護が夜間若しくは早朝又は深夜に行われる場合に限り、算定する。)。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問看護を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。なお、介護予防訪問看護費の注1から注5まで及び注7については適用しない。

イ 所要時間30分未満の場合 383単位

ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合 747単位

5 指定介護予防訪問リハビリテーション(1日につき)

通院が困難な利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション(指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。) に係る受託介護予

防サービス事業者の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費（以下「介護予防訪問リハビリテーション費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防訪問リハビリテーション費の注1から注4までについては適用しない。

6 指定介護予防通所介護（1月につき）

利用者に対して、指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第45号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）において、指定介護予防通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所介護費（以下「介護予防通所介護費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防通所介護費のイの注1から注3までについては、適用しない。

イ 運動器機能向上加算

203単位

注 介護予防通所介護費のハの運動器機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ロ 栄養改善加算

90単位

注 介護予防通所介護費のニの栄養改善サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 口腔機能向上加算

90単位

注 介護予防通所介護費のホの口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 指定介護予防通所リハビリテーション（1月につき）

利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）において、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費（以下「介護予防通所リハビリテーション費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。なお、介護予防通所リハビリテーション費の注1から注3までについては、適用しない。

イ 運動器機能向上加算

203単位

注 介護予防通所リハビリテーション費のロの運動器機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ロ 栄養改善加算 90単位

注 介護予防通所リハビリテーション費のハの栄養改善サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 口腔機能向上加算 90単位

注 介護予防通所リハビリテーション費のニの口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

8 指定介護予防福祉用具貸与（1月につき）

利用者に対して、指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防福祉用具貸与を行った場合には、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防特定施設の所在地の特定施設入居者生活介護に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た単位数）を算定する。なお、介護予防福祉用具貸与費の注1及び注3については適用しない。

9 指定介護予防認知症対応型通所介護

利用者に対して、指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。以下同じ。）第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第55号に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）において、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介護予防認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型介護予防サービス基準第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定介護予防認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費（以下「介護予防認知症対応型通所介護費」という。以下同じ。）に10分の90を乗じて得た単位数を算定する。ただし、定める者等第9号に規定する利用者に対して、所要時間2時間以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、介護予防認知症対応型

通所介護費のイ(1)(一)若しくは(2)(一)又はロ(1)の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定する。なお、認知症対応型通所介護費の注1から注8までについては適用しない。

イ 個別機能訓練加算 24単位

介護予防認知症対応型通所介護費の注5の個別機能訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

ロ 栄養改善加算 90単位

介護予防認知症対応型通所介護費の注6の栄養改善サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 口腔機能向上加算 90単位

介護予防認知症対応型通所介護費の注7の口腔機能向上サービスを行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。